

奈良市公報

号 外 第 10 号

平成19年 5月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市公有財産規則及び奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則……………	1
○奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………	2
○奈良市文化振興計画推進委員会規則……………	8
○奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則……	8
○奈良市世帯更生援護資金貸付規則を廃止する規則……	8
○奈良市母子福祉生業資金、奨学資金貸付審査会規則等を廃止する規則……………	8
○奈良市身体障害者福祉資金貸付規則及び奈良市身体障害者福祉資金貸付審査会規則を廃止する規則……………	9
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………	9
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	9
○奈良市助役事務分担規則を廃止する規則……………	20
○奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則……………	21
○奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則……	21
○奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則……………	22
○収入役の職務代理に関する規則を廃止する規則……………	23
○奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規則の整備に関する規則……………	23
○奈良市法令遵守の推進に関する規則……………	28
○奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則…	32
○奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則……………	35
○奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………	35
○奈良市職員表彰規則等の一部を改正する規則……………	38
○公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	40
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	40
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……	40
○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………	42
○奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	43
○奈良市会計規則の一部を改正する規則……………	44
○奈良市民生委員法施行細則……………	53

○奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………	53
○奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則……………	54
○奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則……………	54
○奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則……………	58
○奈良市軽度生活援助事業実施規則を廃止する規則……	59

規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 4 号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第60条審査係の部分第 4 号を次のように改める。

（4） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年 3月16日揭示済）

奈良市公有財産規則及び奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月16日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 5 号

奈良市公有財産規則及び奈良市公用車管理規則の一部を改正する規則

（奈良市公有財産規則の一部改正）

第 1 条 奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「第238条の 4 第 4 項」を「第238条の 4 第 7 項」に改める。

第28条の 2 第 2 項中「行政財産である土地」を「行政財産」に、「地上権」を「私権」に改める。

別記第 3 号様式の(注)を次のように改める。

(注) 1 許可条件については、必要に応じて修正の上、

使用することができる。

2 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

第2条 奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

第5号様式(第6条関係)

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第6号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「返還」を「返戻」に改め、同項を同条第2項とする。

別記第5号様式を次のように改める。

奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申 請 者 フ リ ガ ナ	
申 請 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

乳 幼 児	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	受給資格証番号	
申 請 理 由		○ 破損 ○ 紛失 ○ その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。

(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改第 4 号様式（第 7 条関係）

正する。

第 7 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「返還」を「返戻」に改め、同項を同条第 2 項とする。

別記第 4 号様式を次のように改める。

奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申 請 者 フ リ ガ ナ	
申 請 者 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

受 給 者 氏 名	
受 給 者 生 年 月 日	年 月 日
受 給 資 格 証 番 号	
申 請 理 由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。

(奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第5号様式(第7条関係)

第7条第1項中「老人医療費受給資格証再交付申請書」を「奈良市老人医療費受給資格証再交付申請書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「返還」を「返戻」に改め、同項を同条第2項とする。

別記第5号様式を次のように改める。

奈良市老人医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申請者フリガナ	
申請者氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

受 給 者 氏 名	
受 給 者 生 年 月 日	年 月 日
受 給 資 格 証 番 号	
申 請 理 由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「心身障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書」を「奈良市中心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（支給方法）

第5条の2 助成金は、奈良市中心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書に基づき支給する。ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

別記

第1号様式（第3条、第4条、第5条の2、第6条、第8条関係）

障

奈良市中心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書

受	給	者	番	号

次のとおり、奈良市中心身障害者医療費受給資格証の交付及び心身障害者医療費助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日
(あて先) 奈良市長

住 所 奈良市
フリガナ
申請者 氏 名 ④
生年月日 年 月 日
電 話 - -

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所（申請者と異なる場合のみ記入）
	フリガナ		男 女	年 月 日	

申 請 事 由			
1	心身障害者になったため		
2	転入		
3	医療保険加入		
4	その他 ()		
身障手帳（1・2級）		県・市第	号
療育手帳（A・B）		府・県第	号
事由発生年月日		年 月 日	

加 入 医 療 保 険			
記 号		番 号	
被 保 険 者 氏 名		受 給 者 との続柄	
被保険者住所			
保険者番号			
保 険 の 名 称			
資 格 認 定 年 月 日		年 月 日	

口 座 振 替 依 頼 欄					
金 融 機 関 名		支 店 名		口 座 番 号	種別
銀 行 信用金庫 農 協		本 店 支 店 出張所			普通 当座 貯蓄
金融機関コード		支店コード			

別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

奈良市中心身障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申請者フリガナ	
申請者氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

受 給 者 氏 名	
受 給 者 生 年 月 日	年 月 日
受 給 資 格 証 番 号	
申 請 理 由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他

（注）再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。

第 5 号様式（第 8 条関係）

奈良市中心身障害者医療費助成変更届															
年 月 日															
(あて先) 奈良市長															
届 出 者 住 所															
氏 名 ㊞															
電 話 - -															
次のとおり届け出ます。															
受給者氏名						生年月日		年 月 日							
1 氏名変更	新							受給者番号							
	旧														
2 住所変更	新	奈良市													
	旧	奈良市													
3 加入医療 保険変更	新	記 号				番 号									
		被 保 険 者 氏 名						受 給 者 と の 続 柄							
		保 険 者 番 号				保 険 の 名 称									
	旧	保 険 の 名 称													
4 口座変更	新	金融機関名		支店名			種別	口座名義人							
		銀 行 信用金庫 農 協		本 店 支 店 出張所			普通	フリガナ							
							当座								
	金融機関コード				支店コード			貯蓄	口座番号						
	旧	金融機関名		支店名			口 座 名 義 人								
		銀 行 信用金庫 農 協		本 店 支 店 出張所											
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 老健加入 その他 ()													
変更・喪失 年 月 日		年 月 日													

別記第 6 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書、第 2 条の規定による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書、第 3 条の規定による改正前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている老人医療費受給資格証再交付申請書及び第 4 条の規定による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証再交付申請書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市文化振興計画推進委員会規則をここに公布する。
平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 7 号

奈良市文化振興計画推進委員会規則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第 8 条第 3 項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。
(組織)
- 第 2 条 委員会は、委員15人以内で組織する。
 - 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 文化団体を代表する者
 - (2) 市民から公募した者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他市長が適当と認める者
 - 3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
 - 第 3 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
 - 第 4 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長とな

る。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、文化国際課において処理する。
(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1 日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 8 号

奈良市福祉奨学金支給規則の一部を改正する規則
奈良市福祉奨学金支給規則（昭和60年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この附則は、平成19年 4月 1 日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市世帯更生援護資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 9 号

奈良市世帯更生援護資金貸付規則を廃止する規則
奈良市世帯更生援護資金貸付規則（昭和42年奈良市規則第25号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に貸し付けている世帯更生援護資金については、この規則による廃止前の奈良市世帯更生援護資金貸付規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市母子福祉生業資金、奨学資金貸付審査会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第10号

奈良市母子福祉生業資金、奨学資金貸付審査会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市母子福祉生業資金、奨学資金貸付審査会規則（昭和27年奈良市規則第4号）
- (2) 奈良市母子福祉生業資金貸付規則（昭和27年奈良市規則第3号）
- (3) 奈良市母子福祉奨学資金貸与規則（昭和27年奈良市規則第5号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けた母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の償還については、この規則による廃止前の奈良市母子福祉生業資金貸付規則及び奈良市母子福祉奨学資金貸与規則の規定は、なおその効力を有する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市身体障害者福祉資金貸付規則及び奈良市身体障害者福祉資金貸付審査会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第11号

奈良市身体障害者福祉資金貸付規則及び奈良市身体障害者福祉資金貸付審査会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市身体障害者福祉資金貸付規則（昭和46年奈良市規則第34号）
- (2) 奈良市身体障害者福祉資金貸付審査会規則（昭和46年奈良市規則第35号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に貸し付けている身体障害者福祉資金については、この規則による廃止前の奈良市身体障害者福祉資金貸付規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第12号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「助役印、収入役印及び収入役代理印」を「副市長印及び会計管理者印」に改める。

第4条中「助役印」を「副市長印」に、「また同様」を「、同様」に改める。

別表市長印の項中「建設庶務課」を「道路建設課」に、「出納室」を「会計課」に改め、同表墓地・火葬・納骨専用市長印の項中「衛生課」を「市民課」に改め、同表老人福祉センター事務専用市長印の項中「介護福祉課」を「長寿福祉課」に改め、同表文化施設事務専用市長印の項中「文化振興課」を「文化国際課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第13号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の2」を「第36条の3」に、「文化経済部」を「観光経済部」に、「建設部（第47条―第52条）」を「都市整備部（第47条―第53条）」に、「都市計画部（第53条―第58条）」を「建設部（第54条―第64条）」に改め、「第10節 都市整備部（第59条―第64条）」を削り、「第11節」を「第10節」に改める。

第2条の表総務部の部情報管理課の項中「情報管理係 情報企画推進係」を「情報企画推進係」に改め、同部監理課の項中「物品入札係 工事入札係」を削り、同表総務部税務室の部市民税課の項中「庶務係」を「庶務係 税制係」に改め、同部資産税課の項中「庶務係」を「償却資産係」に改め、同部納税課の項中「滞納処分第一係 滞納処分第二係」を「滞納処分係」に改め、同表市民生活部の部市民課の項中「住居表示係」を「住居表示係 生活環境係 戸籍電算化係」に改め、同部衛生課の項を削り、同表市民生活部市民安全室の部危機管理課の項中「計画係 対策係」を削り、同表市民生活部人権文化推進室の部人権・同和施策課の項中「人権・同和施策課」を「人権推進課」に、「同和施策係 住環境係」を「施設管理係」に改め、同部人権啓発センターの項中「人権情報係 人権啓発係」を削り、同部男女共同参画課の項中「調整係 啓発係」を削り、同表保健福祉部の部を次のように改める。

保健福祉部	福祉総務課	企画調整係 地域福祉支援係 指導監査係
	障がい福祉課	庶務係 支援係 指導係

子育て支援室	子育て課	庶務係 子育て支援係 給付係
	保育課	庶務係 保育係
	放課後児童施策課	
	福祉医療課	医療第一係 医療第二係 老人保健医療係
	保護課	庶務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係 保護第五係
長寿社会室	介護総務課	庶務係 施設指導係 保険料係
	介護福祉課	給付係 認定係 予防係
	長寿福祉課	

第2条の表文化経済部文化観光室の部中「文化経済部」を「観光経済部」に改め、同部文化振興課の項中「文化振興課」を「文化国際課」に、「庶務係 文化振興係」を「文化振興係」に改め、同表建設部の部及び都市計画部の部を次のように改める。

都市整備部 都市計画室	都市計画課	庶務係 計画第一係 計画第二係 市街地整備係
	J R奈良駅周辺開発事務所	
	西大寺南区画整理事務所	
	公園緑地課	庶務係 公園緑地第一係 公園緑地第二係
まちづくり指 導室	開発指導課	庶務係 指導係 審査係
	建築指導課	庶務係 指導係 耐震改修促進係 審査係 建設リサイクル係
	景観課	色彩・広告物係 景観係
建設部 道路室	土木管理課	施設管理係 用地管理第一係 用地管理第二係 宅地造成係
	道路維持課	庶務係 営繕係 維持補修係 舗装道補修係
	土木管理センター	作業第一係 作業第二係
	道路建設課	庶務用地係 企画調整係 道路第一係 道路第二係 街路第一係 街路第二係
下水道室	下水道管理課	庶務係 維持管理係 調査計画係 排水設備係
	下水道建設課	庶務係 計画係 公共下水道第一係 公共下水道第二係 公共下水道第三係 東部下水道係
	河川課	庶務係 河川第一係 河川第二係
	技術管理課	
	営繕課	庶務係 工務第一係 工務第二係 工務第三係 設備係 施設検査係
	住宅課	管理係 営繕係 計画係 建設係

第2条の表都市整備部の部を削る。

第3条庶務係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条秘書係の部分の第1号中「助役」を「副市長」に改め、同条第2号及び第3号を削る。

第4条事務能率係の部分に次の1号を加える。

(5) 法令遵守の推進に関すること。

第9条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 広告事業の統轄に関すること。

第10条第1号中「による意見交換」を削り、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「市民アドバイザー制度」を「市民政策アドバイザー制度」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第14条文書管理係の部分の第6号中「助役」を「副市長」に改める。

第14条の2情報管理係の部分の第2号を削り、同条情報企画推進係の部分に次の2号を加える。

(6) 電子計算機処理に係るデータの保護に関すること。

(7) 課の庶務に関すること。 第14条の2 情報処理第一係の部分中「(市税に係る業務に限る。)」を削り、同部分に次の3号を加える。 (3) 電子計算機及び入出力媒体の管理に関すること。 (4) データの入力に関すること。 (5) 電子計算組織運営委員会その他の関係機関に関すること。 第14条の2 情報処理第二係の部分中「(情報処理第一係の主管に属するものを除く。)」を削り、同部分に次の3号を加える。 (3) 電子計算機及び入出力媒体の管理に関すること。 (4) データの入力に関すること。 (5) データの入力及び電子計算機の操作に係る業務の管理に関すること。 第14条の2 に次の1項を加える。 2 前項に規定する情報処理第一係及び情報処理第二係に共通する事務の範囲等については、情報管理課長が定める。 第16条を次のように改める。 (監理課の事務) 第16条 監理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 契約事務の総括に関すること。 (2) 物品供給業者等の指名登録に関すること。 (3) 物品の入札に関すること。 (4) 建設業者の指名登録に関すること。 (5) 建設工事入札参加者等審査会に関すること。 (6) 建設工事の入札に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。 第17条庶務係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第6号とし、同部分の次に次のように加える。 税 制 係 (1) 税制の調査及び市税の企画に関すること。 (2) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (3) 税務関係各種協議会との連絡に関すること。 (4) 法人等の市民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 (5) 事業所税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 (6) 市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 第17条市民税第一係の部分及び市民税第二係の部分を中心に改める。 市民税第一係 市民税第二係 (1) 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。 (2) 法定外普通税及び法定外目的税の賦課に関すること。 第17条に次の1項を加える。 2 前項に規定する市民税第一係及び市民税第二係の事務	の範囲及び担当区域については、市民税課長が定める。 第18条庶務係の部分中「庶 務 係」を「償却資産係」に改める。 第19条中滞納処分第一係の部分中「滞納処分第二係」を「滞納処分係」に改め、同条第2項中「滞納処分第一係及び滞納処分第二係」を「及び滞納処分係」に改める。 第20条庶務係の部分の第1号中「住民基本台帳法」を「及び住民基本台帳法」に改め、「及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)」を削り、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。 (6) 人口調定表に関すること。 第20条庶務係の部分中第8号を第7号とし、同条住民記録係の部分中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同部分の第1号中「戸籍法等」を「住民基本台帳法」に、「謄抄本、写し」を「写し」に改め、同号を同部分の第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく各種届出等の報告及び通知に関すること。 第20条証明係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条戸籍係の部分中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。 (1) 戸籍法に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理に関すること。 第20条戸籍係の部分に次の3号を加える。 (7) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項の通知に関すること。 (8) 人口動態調査に関すること。 (9) 埋火葬の許可申請の受理に関すること。 第20条に次のように加える。 生活環境係 (1) 衛生関係団体及び組織の育成に関すること。 (2) 火葬場、墓地及び納骨堂に関すること。 (3) 環境衛生施設整備の推進に関すること。 (4) 埋火葬の許可書の作成及び交付に関すること。 戸籍電算化係 (1) 戸籍法に基づく戸籍簿その他の諸帳簿の電算化に関すること。 第21条を次のように改める。 第21条 削除 第22条第7号中「室」を「課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。 (7) 市立診療所及び応急診療所に関すること。 第24条を次のように改める。 (市民安全室危機管理課の事務) 第24条 市民安全室危機管理課の分掌事務は、おおむね次
---	---

のとおりとする。

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (3) 自主防災組織に関すること。
- (4) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (5) 防災行政無線に関すること。
- (6) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。
- (7) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (8) 危機管理の調査、研究及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 国民保護計画に関すること。
- (10) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (11) 室及び課の庶務に関すること。

第25条生活安全系の部分の第3号を次のように改める。

- (3) 自主防犯組織活動に関すること。

第25条交通安全系の部分の第1号を削り、同部分の第2号中「交通安全対策の調査研究」を「交通安全施策の推進」に改め、同号を同部分の第1号とし、同部分中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部分に次の1号を加える。

- (4) 自転車駐車場に関すること。

第26条管理系の部分の第1号中「出張所、連絡所及び地区連絡調整員」を「連絡所」に改め、同条推進系の部分の第4号を次のように改める。

- (4) 要望を聞く会に関すること。

第26条推進系の部分に次の1号を加える。

- (6) 地区調整員に関すること。

第27条から第29条までを次のように改める。

(人権文化推進室人権推進課の事務)

第27条 人権文化推進室人権推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 関係行政機関及び他の部局との連絡調整に関すること。
- (2) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 人権文化センターに関すること。
- (4) 住宅新築資金等貸付事業に係る収納に関すること。
- (5) 平和施策に関すること。
- (6) 室及び課の庶務に関すること。

人権施策係

- (1) 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 人権意識の普及及び高揚に関すること。
- (4) 人権教育・啓発推進本部に関すること。
- (5) 人権行政の推進に関すること。
- (6) 人権施策協議会に関すること。
- (7) 人権擁護委員候補者の推薦に関すること。

施設管理係

- (1) 共同浴場、自動車駐車場等に関すること。
- (2) 住環境整備に係る残事業に関すること。

- (3) 係主管の事業に係る関係部局との調整に関すること。

- (4) 課主管の事業に係る工事の設計、施行、監督、検査に関すること。

- (5) 課主管の事業用地の保全管理に関すること。

(人権文化推進室人権啓発センターの事務)

第28条 人権文化推進室人権啓発センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人権意識の普及及び高揚に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 人権学習相談及び学習支援に関すること。
- (4) 人権に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (5) 人権啓発資料の作成、活用及び展示に関すること。
- (6) 人権教育・啓発推進本部に関すること。
- (7) 関係行政機関及び他の部局との連絡調整に関すること。

- (8) 関係団体に関すること。

- (9) センターの施設の維持管理に関すること。

- (10) センターの庶務に関すること。

(人権文化推進室男女共同参画課の事務)

第29条 人権文化推進室男女共同参画課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画社会推進の啓発に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供に関すること。
- (5) 男女共同参画推進審議会に関すること。
- (6) 女性問題相談窓口に関すること。
- (7) 女性団体及びグループの指導育成に関すること。
- (8) 男女共同参画センターの事業の企画に関すること。
- (9) 男女共同参画センターの管理に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

第30条地域福祉系の部分中「地域福祉係」を「地域福祉支援係」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (9) 地域福祉計画の推進に関すること。

第31条支援系の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第32条の見出しを「(子育て支援室子育て課の事務)」に改め、同条中「児童課」を「子育て支援室子育て課」に改め、同条庶務系の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第7号中「課」を「室及び課」に改め、同号を同部分の第6号とし、同条子育て推進系の部分中「子育て推進係」を「子育て支援係」に改め、同条支援系の部分中「支援係」を「給付係」に改める。

第33条の見出しを「(子育て支援室保育課の事務)」に改め、同条中「保育課」を「子育て支援室保育課」に改め、同条庶務系の部分を次のように改める。

庶務係

- (1) 保育事業の企画及び調整に関すること。

- (2) 保育所の整備計画に関すること。
- (3) 保育所の運営管理に関すること。
- (4) 保育所の維持管理に関すること。
- (5) 保育所に係る関係課との連絡調整に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

第33条管理系の部分及び学童保育系の部分を削り、同条の次に次の1条を加える。

(子育て支援室放課後児童施策課の事務)

第33条の2 子育て支援室放課後児童施策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 児童育成料の徴収に関すること。
- (7) 児童館に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

第34条老人保健医療系の部分に次の2号を加える。

- (2) 新後期高齢者医療制度の創設準備に関すること。
- (3) 奈良県後期高齢者医療広域連合事務局との連絡調整等に関すること。

第35条庶務系の部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第36条の見出し及び同条中「介護保険室介護総務課」を「長寿社会室介護総務課」に改め、同条庶務系の部分の第1号を削り、同部分の第2号中「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を「介護保険事業計画」に改め、同号を同部分の第1号とし、同部分中第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第36条の2の見出し及び同条中「介護保険室介護福祉課」を「長寿社会室介護福祉課」に改め、同条長寿福祉係の部分の第3号を削り、第3章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(長寿社会室長寿福祉課の事務)

第36条の3 長寿社会室長寿福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画に関すること。
- (3) 高齢者に対する優遇措置に関すること。
- (4) 高齢者の生きがい及びふれあい事業に関すること。
- (5) 万年青年クラブに関すること。
- (6) 老人福祉センター、老人憩の家及び老人軽作業場に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

第3章第7節の節名を次のように改める。

第7節 観光経済部

第44条の見出しを「(文化観光室文化国際課の事務)」に改め、同条中「文化観光室文化振興課」を「文化観光室文化国際課」に改め、同条庶務系の部分を削り、同条文化振興系の部分の第1号中「総合企画及び調査研究」を「総合

的な企画及び調整並びに推進」に改め、同部分の第2号を次のように改める。

- (2) 文化の国内外への発信に関すること。

第44条文化振興系の部分に次の3号を加える。

- (4) 課主管の公の施設の管理に関すること。
- (5) 文化施設の建設計画に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

第44条国際交流系の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。

第44条国際交流系の部分の第3号中「国内外友好・姉妹都市との交流」を「国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流」に改め、同部分の第4号を削る。

第46条農政系の部分の第5号を次のように改める。

- (5) 農林業施設の管理に関すること。

第46条農政系の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 水産に関すること。

第46条振興系の部分の第7号中「病害虫」を「農林業に係る病害虫」に改め、同部分中第9号を削り、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 都市と農村の交流事業に関すること。

第46条振興系の部分の第10号を次のように改める。

- (10) 森林整備地域活動支援交付金制度に関すること。

第46条振興系の部分の第13号を次のように改める。

- (13) 森林環境税に係る事業に関すること。

第46条振興系の部分の第14号を削り、同条耕地係の部分に次の5号を加える。

- (5) 林道の開設及び補修に関すること。
- (6) 治山に関すること。
- (7) 農地総合開発事業に関すること。
- (8) 農地・水・環境保全向上対策に関すること。
- (9) 都市計画法に伴う開発協議に関すること。

第3章第8節及び第9節を次のように改める。

第8節 都市整備部

(都市計画室都市計画課の事務)

第47条 都市計画室都市計画課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 奈良国際文化観光都市建設事業計画決定に関すること。
- (2) 奈良国際文化観光都市建設事業の報告に関すること。
- (3) 都市計画諸団体との連絡調整に関すること。
- (4) J R奈良駅付近連続立体交差事業に関すること。
- (5) 部、室及び課の庶務に関すること。

計画第一係

- (1) 奈良国際文化観光都市建設計画の調査及び策定に関すること。
- (2) 土地利用計画に係る都市計画決定に関すること。
- (3) 地区計画等の推進に関すること。

- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和52年法律第71号）に基づく手続に関すること。
- (5) 生産緑地地区の保全に関すること。
- (6) 奈良市まちづくり支援要綱に関すること。
- (7) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づく振興拠点地域基本構想に関すること。
- (8) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務地区に関すること。
- (9) 都市計画法に基づく区域、地域、地区の明示及び証明に関すること。

計画第二係

- (1) 奈良国際文化観光都市建設計画の調査及び策定に関すること。
- (2) 都市施設に係る都市計画決定に関すること。
- (3) 都市計画法第53条に基づく建築許可に関すること。
- (4) 都市計画法第65条に基づく建築等の許可に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 都市計画道路の計画線明示に関すること。
- (6) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく路外駐車場に関すること。
- (7) 開発行為の指導に関すること。
- (8) J R奈良駅付近連続立体交差事業との連絡調整及び関連調査に関すること。

市街地整備係

- (1) 土地区画整理事業（J R奈良駅周辺土地区画整理事業、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びJ R奈良駅南特定土地区画整理事業を除く。以下この条において同じ。）の調査及び計画策定等に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の指導及び調整等に関すること。
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行認可に関すること。
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関すること。
- (5) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）に基づく拠点整備促進区域に関すること。
- (6) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく被災市街地復興推進地域内における建築物の建築等に関すること。
- (7) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可に関すること。
- (8) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発整備事業を除く。以下この条において同じ。）及びまちづくり交付金（以下この条において「土地区画整理事業等」という。）の補助申請に関すること。

- (9) 土地区画整理事業等の助成に関すること。
- (10) 市街地再開発事業に関すること。
- (11) 都市計画法に基づく市街地開発事業の測量・調査のための土地の試掘等の許可に関すること。
- (12) 都市計画法に基づく市街地開発事業予定区域内における建築等の許可に関すること。
- (13) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条に基づく許可に関すること。
- (14) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備組合に関すること。
- (15) 住宅市街地整備事業の調査、計画策定及び設計施行に関すること。
- (16) まちづくり交付金の調査及び計画策定に関すること。
- (17) まちづくり交付金事務の連絡及び調整に関すること。

（都市計画室 J R奈良駅周辺開発事務所の事務）

第48条 都市計画室 J R奈良駅周辺開発事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) J R奈良駅南特定土地区画整理事業（以下この条において「特定土地区画整理事業」という。）の補助申請に関すること。
- (2) 特定土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (3) 特定土地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関すること。
- (4) 特定土地区画整理事業に係る権利及び資産の調整に関すること。
- (5) 特定土地区画整理事業に係る保留地の処分に関すること。
- (6) J R奈良駅周辺土地区画整理事業（以下この条において「土地区画整理事業」という。）及び特定土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。
- (7) 特定土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可申請に関すること。
- (8) 土地区画整理事業及び特定土地区画整理事業の設計及び施行に関すること。
- (9) 事務所の庶務に関すること。

（都市計画室西大寺南区画整理事務所の事務）

第49条 都市計画室西大寺南区画整理事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業（以下この条において「土地区画整理事業」という。）の補助申請に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る権利及び資産の調整に関すること。

- (5) 土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する事
- (6) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に關すること。
- (7) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可申請に関する事。
- (8) 土地区画整理事業の設計及び施行に関する事。
- (9) 事務所の庶務に関する事。

(都市計画室公園緑地課の事務)

第50条 都市計画室公園緑地課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 都市計画公園事業及び緑化事業の認可申請、補助申請及び執行事務手続に関する事。
- (2) 都市計画公園事業に係る都市計画法第65条に基づく建築行為等の許可に関する事。
- (3) 緑化事業の企画、調査及び実施に関する事。
- (4) 都市緑化の推進及び市民意識の啓発に関する事。
- (5) 緑花推進会議に関する事。
- (6) 公園の占用等の許可及び使用料の徴収に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

公園緑地第一係

- (1) 都市計画公園事業に係る工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 公園、緑地及び児童遊園の新設工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (3) 公園、緑地、道路及び学校等の公共施設の緑化の総合計画及び調整に関する事。
- (4) 公園ボランティアに関する事。
- (5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区における行為許可等に関する事。
- (6) 公園緑地第二係所管の工事に係る竣工検査に関する事。

公園緑地第二係

- (1) 公園、緑地及び児童遊園の維持改良工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 公園、緑地、児童遊園、ちびっこ広場等の管理に関する事。
- (3) 公園、緑地等の引継ぎに関する事。
- (4) 公園、緑地等の敷地の境界明示に関する事。
- (5) 都市公園台帳等の整備及び保管に関する事。
- (6) 公園緑地第一係所管の工事に係る竣工検査に関する事。

(まちづくり指導室開発指導課の事務)

第51条 まちづくり指導室開発指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）の改正等に係る調査に関する事。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく

優良宅地の認定に関する事。

- (3) 室及び課の庶務に関する事。

指 導 係

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等の事前協議及び調整に関する事。
- (2) 奈良市開発指導要綱に基づく開発事業の事前協議及び調整に関する事。
- (3) 都市計画法に基づく建築等の許可に関する事。
- (4) 開発行為及び宅地造成工事に係る違反に対する調査、指導及び処分に関する事。
- (5) 開発審査会に係る案件の調整及び付議に関する事。

審 査 係

- (1) 都市計画法に基づく開発行為の許可申請書の審査、許可及び完了検査に関する事。
- (2) 開発登録簿の閲覧等に関する事。
- (3) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事の許可申請書の審査、許可及び完了検査に関する事。
- (4) 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定に関する事。

(まちづくり指導室建築指導課の事務)

第52条 まちづくり指導室建築指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 建築動態統計調査に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

指 導 係

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定、承認及び認可に関する事。
- (2) 道路の位置の指定に関する事。
- (3) 違反建築物の是正及び処分に関する事。
- (4) 建築審査会に関する事。

耐震改修促進係

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関する事。
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事。
- (3) 安全・安心すまいの相談室に関する事。
- (4) 租税特別措置法に基づく住宅耐震改修の証明に関する事。

審 査 係

- (1) 建築基準法に基づく確認及び計画通知に関する事。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資に係る住宅建設の審査に関する事。
- (3) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）に基づく届出の受理及び指導助言に関する事。
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関する事。

- (5) 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定に関する
こと。
- (6) 奈良市開発指導要綱に基づく中高層建築物の建築
等の事前協議及び調整に関すること。
- (7) ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築規制等に関す
ること。
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54
年法律第49号）に関すること。

建設リサイクル係

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
（平成12年法律第104号）に基づく建設工事の届出等
の審査、工事計画の変更命令等に関すること。
- (2) 分別解体の実施に対する助言又は勧告に関するこ
と。
- (3) 分別解体の適正実施のための立入検査に関するこ
と。

（まちづくり指導室景観課の事務）

第53条 まちづくり指導室景観課の分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

色彩・広告物係

- (1) 奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52
号）に基づく屋外広告物に関すること。
- (2) 建築物等の色彩に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

景 観 係

- (1) 都市景観の形成に関すること（教育委員会の主管
に属するものを除く。）。)
- (2) 都市景観審議会に関すること。
- (3) 奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第
43号）に関すること。
- (4) 古都保存連絡協議会等の関係団体との連絡調整に
関すること。
- (5) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置
法（昭和41年法律第1号）に基づく許可及び届出並
びに区域の明示及び証明に関すること。
- (6) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条
例第32号）に基づく環境保全地区内における行為届
出の副申に関すること。
- (7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年
法律第103号）に基づく手続に関すること。

第9節 建設部

（道路室土木管理課の事務）

第54条 道路室土木管理課の分掌事務は、おおむね次のと
おりとする。

施設管理係

- (1) 道路附属施設の管理に関すること。
- (2) J R奈良駅第1駐車場及びJ R奈良駅第2駐車場の
管理に関すること。
- (3) 道路管理瑕疵の処理に関すること。
- (4) 放置自動車の処理に関すること。
- (5) 部、室及び課の庶務に関すること。

用地管理第一係

- (1) 道路、橋りょう、駅前広場、準用河川、都市下水
路、法定外公共物等（以下この条において「道路等」
という。）の用地管理に関すること。
- (2) 道路等の敷地の境界明示に関すること。
- (3) 道路の権原調査及び処理に関すること。
- (4) 道路等の用途廃止及び払下げに関すること。
- (5) 道路管理関係諸団体との連絡調整に関すること。

用地管理第二係

- (1) 道路の認定及び廃止等に関すること。
- (2) 道路、調整池及び用悪水路の寄付採納及び引継ぎ
に関すること。
- (3) 道路等の占用及び掘削並びに不法占用の指導に関
すること。
- (4) 道路工事等の施行承認に関すること。
- (5) 交通運輸の企業申請に関すること。
- (6) 開発行為等の事前協議及び調整に関すること。
- (7) 道路台帳の整備に関すること。
- (8) 負担金、占用料等諸徴収金に関すること。

宅地造成係

- (1) 宅地造成事業特別会計に関すること。
- (2) 宅地造成事業に関すること。

（道路室道路維持課の事務）

第55条 道路室道路維持課の分掌事務は、おおむね次のと
おりとする。

庶 務 係

- (1) 課の庶務に関すること。

営 繕 係

- (1) 街路灯の新設及び補修に関すること。
- (2) 道路反射鏡の新設及び補修に関すること。
- (3) 道路の修繕工事に係る企画、調査、測量、設計、
施行及び指導監督に関すること。

維持補修係

- (1) 道路・橋りょうの補修工事及び掘削跡復旧工事の
企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関す
ること。
- (2) 道路災害応急復旧工事の調査、測量、設計、施行
及び指導監督に関すること。
- (3) 法定外公共物（里道）の維持補修に関すること。
- (4) 街路樹の管理に関すること。

舗装道補修係

- (1) 道路・橋りょうの舗装道補修工事の企画、調査、
測量、設計、施行及び指導監督に関すること。
- (2) 私道の舗装に関すること。
- (3) 法定外公共物（里道）の舗装に関すること。
- (4) 交通安全施設の維持補修に関すること。

2 道路維持課土木管理センターの分掌事務は、おおむね
次のとおりとする。

作業第一係

- (1) 道路パトロール並びに小規模な道路、橋りょう及
び法定外公共物（里道及び水路）の補修工事の施行

に關すること。

- (2) 災害応急復旧に關すること。
- (3) 材料支給に關すること。

作業第二係

- (1) 道路、橋りょう及び法定外公共物（里道）の舗装工事の施行に關すること。
- (2) 災害応急復旧に關すること。
（道路室道路建設課の事務）

第56条 道路室道路建設課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務用地係

- (1) 道路事業に係る用地及びその附帯物件の取得に關すること。
- (2) 道路事業に係る用地及びその附帯物件の取得に伴う支障物件の移転及び補償に關すること。
- (3) 道路事業及び街路事業に係る不動産の登記に關すること。
- (4) 道路事業及び街路事業の認可申請、補助申請及び執行事務手続に關すること。
- (5) 都市災害及び道路災害の事務に關すること。
- (6) 課の庶務に關すること。

企画調整係

- (1) 道路並びに街路関係団体との連絡調整に關すること。
- (2) 道路建設事業及び交通安全施設整備事業（以下この項において「事業」という。）の企画、調査研究及び調整に關すること。
- (3) 開発行為等の事前協議及び調整に關すること。
- (4) 電線共同溝の整備に關すること。
- (5) 通学路の建設に關すること。
- (6) 道路第一係及び道路第二係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事の竣工検査に關すること。

道路第一係

道路第二係

- (1) 事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に關すること。
- (2) 道路災害復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督並びに補助申請事務の資料作成に關すること。
- (3) 道路橋の耐震補強工事に關すること。
- (4) 市道の舗装新設に關すること。
- (5) 企画調整係及び街路第一係の所管に係る測量及び設計の審査並びに工事の竣工検査に關すること。

街路第一係

- (1) 都市計画街路事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に關すること。
- (2) 都市災害復旧工事の調査、測量、設計、施行及び指導監督並びに補助申請事務の資料作成に關すること。
- (3) 都市計画街路事業に係る都市計画法第65条に基づく建築行為等の許可に關すること。

(4) 工事中機器具類及び資材等の管理に關すること。
街路第二係

- (1) 都市計画街路事業に係る用地及びその附帯物件の取得に關すること。
- (2) 都市計画街路事業用地及びその附帯物件の取得に伴う支障物件の移転及び補償に關すること。
- (3) 都市計画街路敷地の境界明示及び引継ぎに關すること。

2 前項に規定する道路第一係及び道路第二係の事務の担当区域については、道路建設課長が定める。

（下水道室下水道管理課の事務）

第57条 下水道室下水道管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下この条において「公共下水道等」という。）の供用開始の公示に關すること。
- (2) 下水道関係団体との連絡に關すること。
- (3) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に關すること。
- (4) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に係る調査に關すること。
- (5) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委託した事務に係るものを除く。）並びにその他の収入金に關すること。
- (6) 室及び課の庶務に關すること。

維持管理係

- (1) 公共下水道等の維持管理に關すること。
- (2) 維持管理用資材及び機器類の管理に關すること。
- (3) 浄化センターの維持管理に關すること。

調査計画係

- (1) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に關すること。
- (2) 公共下水道等の改築及び更新に關すること。
- (3) 公共下水道等の使用に關すること。

排水設備係

- (1) 公共下水道等に係る排水設備（水洗便所を含む。次号及び第3号において同じ。）工事の確認申請に關すること。
- (2) 公共下水道等に係る排水設備受託工事の設計及び監督に關すること。
- (3) 公共下水道等に係る排水設備の普及に關すること。
- (4) 排水設備指定工事店に關すること。
- (5) 排水設備責任技術者に關すること。
- (6) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに關すること。

2 前項庶務係の部分の第1号、第3号及び第4号、同項維持管理係の部分の第1号、同項調査計画係並びに同項排水設備係の部分の第1号及び第6号に規定する分掌事務については、下水道室下水道建設課の主管に属するものを除くものとする。

(下水道室下水道建設課の事務) 第58条 下水道室下水道建設課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 庶務係 (1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の補助申請に関すること。 (2) 農業集落排水事業関係団体との連絡に関すること。 (3) 東部第二地区の農業集落排水処理施設供用開始の公示に関すること。 (4) 東部第二地区の農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。 (5) 東部第二地区の農業集落排水事業分担金に係る調査に関すること。 (6) 合併浄化槽の助成に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。 計画係 (1) 公共下水道事業計画の調査及び設計に関すること。 (2) 公共下水道の事業認可に関すること。 (3) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備（都市計画法に基づく開発行為を含む。）の審査及び指導に関すること。 (4) 流域下水道との調整に関すること。 公共下水道第一係 (1) 公共下水道（枝管を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。 (2) 公共下水道の災害復旧及び修繕に関すること。 (3) 公共下水道工事に伴う用地の境界明示及びその他出願に関すること。 (4) 公共下水道工事資材及び機器類の管理に関すること。 公共下水道第二係 公共下水道第三係 (1) 公共下水道（枝管に限る。次号から第4号までにおいて同じ。）工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。 (2) 公共下水道の災害復旧及び修繕に関すること。 (3) 公共下水道工事に伴う用地の境界明示及びその他出願に関すること。 (4) 公共下水道工事用資材及び機器類の管理に関すること。 東部下水道係 (1) 農業集落排水事業計画の調査及び設計に関すること。 (2) 農業集落排水工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。 (3) 農業集落排水の災害復旧及び修繕に関すること。 (4) 農業集落排水工事に伴う用地の境界明示及びその他出願に関すること。 (5) 農業集落排水工事用資材及び機器類の管理に関すること。	2 前項に規定する公共下水道第二係及び公共下水道第三係の担当区域については、下水道建設課長が定める。 (下水道室河川課の事務) 第59条 下水道室河川課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 庶務係 (1) 河川関係諸団体との連絡調整に関すること。 (2) 土木災害事務及び補助申請事務に関すること。 (3) 課の庶務に関すること。 河川第一係 (1) 河川（水路等の法定外公共物を含む。）の改修、補修及び災害復旧工事の企画、調査、測量、設計、施行、指導監督及び補助申請事務の資料作成に関すること。 (2) 浸水対策の企画調整に関すること。 (3) 準用河川の指定及び変更に関すること。 (4) 水防に関すること。 (5) 河川第二係の工事に係る竣工検査に関すること。 河川第二係 (1) 都市下水路及び排水路整備の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関すること。 (2) 開発行為等の事前協議及び調整に関すること。 (3) 一級河川の総合治水に関する関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 大和川流域総合治水対策及び補助申請事務の資料作成に関すること。 (5) 調整池の補修工事に関すること。 (6) 河川第一係の工事に係る竣工検査に関すること。 (技術管理課の事務) 第60条 技術管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 工事の検査員の総括管理に関すること。 (2) 工事の検査の総括管理に関すること。 (3) 工事積算事務及び工事関係調査等の総括管理に関すること。 (4) 工事の実施設計図書等の審査に関すること。 (5) 積算室の管理に関すること。 (6) 公共工事のコスト縮減対策に関すること。 (7) 国土交通省土木工事に關しての国の会計検査等の連絡調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。 (営繕課の事務) 第61条 営繕課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 庶務係 (1) 課の庶務に関すること。 工務第一係 工務第二係 (1) 建築物及び附帯施設の建設工事の企画、調査及び設計に関すること。 (2) 建築物及び附帯施設の建設工事の現場監督及び検査に関すること。
---	---

(3) 建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。

工務第三係

(1) 建築物及び附帯施設の修繕等の調査、設計及び現場監督に関すること。

(2) 建築物及び附帯施設の敷地造成工事の調査、設計、現場監督及び検査に関すること。

(3) 建築物及び附帯施設の敷地に係る修繕等の調査、設計及び現場監督に関すること。

設備係

(1) 建築物及び附帯施設の設備工事の調査、設計、現場監督及び検査に関すること。

(2) 建築物及び附帯施設の設備に係る修繕等の調査、設計及び現場監督に関すること。

施設検査係

(1) 特殊建築物等の定期点検及びその報告に関すること。

(2) 特殊建築物等の昇降機以外の建築設備の定期点検及びその報告に関すること。

(3) 特殊建築物等の昇降機の報告に関すること。

2 前項に規定する工務第一係及び工務第二係の事務の範囲については、営繕課長が定める。

(住宅課の事務)

第62条 住宅課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管理係

(1) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下この条において「市営住宅等」という。）の入居者の募集及び選考に関すること。

(2) 市営住宅等の維持管理並びに家賃及び敷金に関すること。

(3) コミュニティ住宅附設駐車場の維持管理並びに使用料及び敷金に関すること。

(4) 公営住宅入居者選考委員会に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

営繕係

(1) 市営住宅等の修繕改良工事に係る企画、調査及び設計に関すること。

(2) 市営住宅等の修繕改良工事の施行監督に関すること。

(3) 建設系の工事に係る検査に関すること。

計画係

(1) 市営住宅等の建設計画に関すること。

(2) 市営住宅等の建設に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) 市営住宅等に係る交付金申請の事務に関すること。

(4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に関すること。

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に関すること。

(6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関すること。

(7) 中高層市営住宅駐車場の使用許可及び使用料に関

すること。

(8) 市営住宅等行政財産使用許可に関すること。

(9) 市営住宅等関係諸団体との連絡調整に関すること。

建設係

(1) 市営住宅等の建設に係る設計に関すること。

(2) 市営住宅等の建設に係る工事の施行監督に関すること。

(3) 営繕系の工事に係る検査に関すること。

第63条及び第64条 削除

第3章中第10節を削り、第11節を第10節とする。

第66条第2項を次のように改める。

2 特に必要があるときは、政策監を置く。

第66条中第4項を削り、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 特に必要があるときは、危機管理監を置く。

第66条第5項から第7項までを次のように改める。

5 地域活動推進課に地区調整員（地区調整主幹及び地区調整主任をいう。）を置く。

6 特に必要があるときは、課、センター、事務所及び工場に主幹、主査及び主任を置く。

7 課に課長補佐、センター及び事務所に所長補佐並びに工場に場長補佐を置くことができる。

第66条第8項を削り、同条第9項中「第5項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とする。

第67条第2項中「政策調整監」を「政策監」に改め、同条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 危機管理監は、上司の命を受けて、危機管理及び市民の安全に係る施策を統括し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

第67条第10項中「前条第9項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第12項とし、第9項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 地区調整主任は、上司の命を受けて次の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

(1) 自治会等各種団体の活動支援に関すること。

(2) 担当する連絡所との連絡に関すること。

(3) その他市長において特に必要と認めること。

第67条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 地区調整主幹は、上司の命を受けて、地域との調整及び活動支援に係る施策を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

第69条の表を次のように改める。

所 属		公の施設の種類
部	課	
企画部	市民参画課	ボランティアセンター
市民生活部	市民課	火葬場

		納骨堂			入江泰吉記念写真美術館		
		墓地			おんじょう 音 声 館		
	病院事業課	市立奈良病院			ならまち振興館		
		診療所			名勝大乗院庭園文化館		
		休日夜間応急診療所			なら100年会館		
		休日歯科応急診療所			杉岡華邨書道美術館		
	地域安全課	自転車駐車場			西部会館市民ホール		
	地域活動推進課	地域ふれあい会館			市美術館		
	人権推進課	人権文化センター			北部会館市民文化ホール		
		共同浴場			グリーンホール		
		自動車駐車場			都祁交流センター		
	男女共同参画課	男女共同参画センター				商工労政課	マーチャントシードセンター
勤労者総合福祉センター							
保健福祉部	福祉総務課	慰霊塔公園		農林課	なら工芸館		
		月ヶ瀬福祉センター			粉末茶加工施設		
		都祁福祉センター			農林水産物直売・食材供給施設		
	障がい福祉課	総合福祉センター			農産物加工センター		
		子育て課			母子福祉センター	農林漁業体験実習館	
	保育課	保育所			伝統的家屋交流施設		
		放課後児童施策課			放課後児童健全育成事業施設	特産品等直売施設	
	児童館				広場等利用施設及び観光農園管理施設		
	長寿福祉課	老人福祉センター		都市整備部	公園緑地課	都市公園	
		老人憩の家				児童遊園	
		老人軽作業場					
	保健所	保健総務課		総合医療検査センター	建設部	土木管理課	市営駐車場（西部会館駐車場を除く。）
健康増進課		保健センター	住宅課	市営住宅			
観光経済部	観光課	柳生の里観光施設				改良住宅	
		観光センター				コミュニティ住宅	
		格子の家					
		観光自動車駐車場					
		なら奈良館					
		月ヶ瀬観光会館					
		針テラス情報館					
		都祁温泉フィットネスバード					
	文化国際課	ならまちセンター					
		シルクロード博記念館					

第71条第 1 項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（平成19年 3 月30日揭示済）

奈良市助役事務分担規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第14号

奈良市助役事務分担規則を廃止する規則

奈良市助役事務分担規則（昭和50年奈良市規則第22号）

第71条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市助役事務分担規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第14号

奈良市助役事務分担規則を廃止する規則

奈良市助役事務分担規則（昭和50年奈良市規則第22号）

は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第15号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項振興係の部分の第1号中「連絡」を「連絡調整」に改める。

第2条の2中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第20号中「連絡」を「連絡調整」に改め、同条中同号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の3第2項振興係の部分の第10号及び第2条の4第2項振興係の部分の第1号中「連絡」を「連絡調整」に改める。

第3条の5第1項及び第2項中「置く」を「置くことができる」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（地区調整主任）

第5条 西部出張所庶務課、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センター庶務課及び都祁行政センター庶務課に地区調整主任を置く。

2 地区調整主任は、上司の命を受けて次の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

(1) 自治会等各種団体の活動支援に関すること。

(2) その他市長において特に必要と認めること。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第16号

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則

奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「連絡所」を「東寺林連絡所」に改め、同条に次の1項を加える。

3 連絡所（東寺林連絡所を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民への通知に関すること。

(2) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。

(3) 市税、国民健康保険料、介護保険料その他諸収入金の収納に関すること。

(4) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく謄抄本、写しその他証明書等の取次ぎに関すること。

(5) その他市長が特に必要と認めること。

第4条第1項を次のように改める。

東寺林連絡所に所長を置く。

第4条第4項中「その他の職員」を「係員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 特に必要があるときは、連絡所に主任を置くことができる。

3 連絡所に係員を置く。

別表奈良市東寺林連絡所の項中「角振新屋町」を「角振新屋町 百万ヶ辻子町」に改め、同表に次のように加える。

奈良市都跡連絡所	奈良市四 条大路五 丁目2番 45号	二条町一丁目 二条町二丁目 二条町三丁目 佐紀町の一部 尼辻町 尼辻西町 南新町 五条町 五条二丁目 五条三丁目 五条西一丁目 五条西二丁目 赤膚町 六条町 六条一丁目 六条二丁目 六条三丁目 六条西一丁目 六条西二丁目 六条西三丁目 六条西四丁目 六条西五丁目 六条西六丁目 六条緑町一丁目 六条緑町二丁目 六条緑町三丁目 七条町 七条一丁目 七条二丁目 七条西町一丁目 七条西町二丁目 七条東町 西ノ京町 北新町 二条大路南二丁目 二条大路南三丁目 二条大路南四丁目 二条大路南五丁目 三条大路二丁目 三条大路三丁目 三条大路四丁目 三条大路五丁目 四条大路二丁目 四条大路三丁目 四条大路四丁目 四条大路五丁目 尼辻北町 尼辻中町 尼辻南町 柏木町 八条町の一部
奈良市東市連絡所	奈良市古 市町99番 地の1	古市町 藤原町 八島町 横井町 横井一丁目 横井二丁目 横井三丁目 横井四丁目 横井五丁目 横井六丁目 横井七丁目 鹿野園町 鉢伏町 出屋敷町の一部 肘塚町の一部
奈良市平城連絡所	奈良市秋 篠町1468 番地	秋篠早月町 中山町 押熊町の一部 山陵町 秋篠町 秋篠新町 秋篠三和町一丁目的一部 秋篠三和町二丁目的一部 敷島町一丁目 敷島町二丁目 歌姫町の一部

奈良市 大安寺 連絡所	奈良市大 安寺四丁 目4番34 号	大安寺一丁目 大安寺二丁目 大 安寺三丁目 大安寺四丁目 大安 寺五丁目 大安寺六丁目 大安寺 七丁目 八条一丁目 八条二丁目 八条三丁目	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 (奈良市地区連絡調整員配置規則の廃止) 2 奈良市地区連絡調整員配置規則(昭和32年奈良市規則 第20号)は、廃止する。 (平成19年3月30日揭示済)
奈良市 辰市連 絡所	奈良市西 九条町二 丁目2番 地の44	東九条町 西九条町 西九条町一 丁目 西九条町二丁目 西九条町 三丁目 西九条町四丁目 西九条 町五丁目 杏町 八条町の一部	奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公 布する。 平成19年3月30日 奈良市長 藤 原 昭
奈良市 明治連 絡所	奈良市北 永井町50 8番地の 2	北永井町の一部 北之庄町 北之 庄西町一丁目 北之庄西町二丁目 南永井町の一部 神殿町 出屋 敷町の一部	奈良市長 藤 原 昭
奈良市 帯解連 絡所	奈良市山 町27番地 の1	今市町 柴屋町 田中町 山町 窪之庄町 池田町 南永井町の一 部	奈良市規則第17号 奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則 奈良市保健所組織規則(平成14年奈良市規則第44号)の 一部を次のように改正する。
奈良市 精華連 絡所	奈良市高 樋町640 番地の1	米谷町 中畑町 興隆寺町 南椿 尾町 北椿尾町 菩提山町 高樋 町 虚空蔵町	第3条中「総務医事係」を「企画調整係 医事係」に、 「成人保健係」を「健康推進係 予防健診係」に改める。 第4条総務医事係の部分中「総務医事係」を「企画調整 係」に改め、第7号から第16号までを削り、第17号を第7 号とし、第18号から第23号までを10号ずつ繰り上げ、第24 号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。
奈良市 伏見連 絡所	奈良市西 大寺芝町 一丁目2 番7号	西大寺国見町一丁目 西大寺国見 町二丁目 西大寺新町一丁目 西 大寺新町二丁目 西大寺東町一丁 目 西大寺東町二丁目 西大寺本 町 西大寺栄町 西大寺南町 菅 原町 宝来一丁目 宝来二丁目 宝来三丁目 宝来四丁目 宝来五 丁目 青野町 若葉台一丁目 若 葉台二丁目 若葉台三丁目 若葉 台四丁目 疋田町 疋田町一丁目 疋田町二丁目 疋田町三丁目 疋田町四丁目 疋田町五丁目 宝 来町 西大寺竜王町一丁目 西大 寺竜王町二丁目 西大寺新池町 西大寺高塚町 西大寺小坊町 西 大寺芝町一丁目 西大寺芝町二丁 目 西大寺新田町 西大寺野神町 一丁目 西大寺野神町二丁目 西 大寺宝ヶ丘 西大寺町 西大寺北 町一丁目 西大寺北町二丁目 西 大寺北町三丁目 西大寺北町四丁 目 西大寺赤田町一丁目 西大寺 赤田町二丁目 秋篠三和町一丁目 の一部 秋篠三和町二丁目的一部 平松一丁目 平松二丁目 平松 三丁目 平松四丁目 平松五丁目 五条一丁目 五条畑一丁目 五 条畑二丁目 横領町	(14) 総合医療検査センターに関すること。 第4条企画調整係の部分中第25号を第16号とし、第26号 を第17号とし、同部分の次に次のように加える。 医 事 係 (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、 医師、歯科医師、診療放射線技師、視能訓練士、理 学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士及び薬 剤師の免許に関すること。 (2) 診療所等の許可及び医療機関等の指導監督に関す ること。 (3) 死体解剖の保存の許可に関すること。 (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔 道整復師等に関すること。 (5) 歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師等に関 すること。 (6) 薬事に関すること。 (7) 毒物及び劇物取締に関すること。 (8) 母体保護に関すること。 (9) 医療安全相談に関すること。 (10) 献血の推進に関すること。 第5条生活衛生係の部分中第16号を第17号とし、第15号 を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。 (15) ねずみ及びこん虫等の駆除に関すること。 第6条保健予防係の部分の第1号中「結核予防法(昭和 26年法律第96号)」を「結核」に改め、同条精神保健難病 係の部分の第1号中「及び自立支援医療費」を削り、同部 分中第14号を第15号とし、第2号から第13号までを1号ず つ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 自立支援医療費に関すること。
奈良市 田原連 絡所	奈良市茗 荷町1078 番地の1	横田町 茗荷町 矢田原町 長谷 町 杣ノ川町 南田原町 中之庄 町 中貫町 大野町 日笠町 杓 掛町 此瀬町 和田町 須山町 誓多林町 田原春日野町 水間町 別所町	

第7条庶務係の部分の第1号中「結核児童療育医療」を「結核児童の療育」に改め、同部分の第2号中「企画調整及び」を削り、同条母子保健係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条成人保健係の部分中「成人保健係」を「健康推進係」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次のように加える。

予防健診係

- (1) 乳幼児健康診査及び健康相談の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）による健康診査及び各種検診の企画、調整及び実施に関すること。
- (3) 予防接種の企画及び実施に関すること。
- (4) 予防接種の普及啓発に関すること。
- (5) 予防接種ワクチン所要量の確保及び保管に関すること。
- (6) その他予防健診に関すること。

第8条第3項中「課に課長補佐を置き、」を削り、「及び主査」を「、主査及び主任」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 課に課長補佐を置くことができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

収入役の職務代理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第18号

収入役の職務代理に関する規則を廃止する規則

収入役の職務代理に関する規則（平成18年奈良市規則第64号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第19号

奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第1条 奈良市専門委員設置規則（昭和62年奈良市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「工 事 検 査 課」を「技 術 管 理 課」に改める。

(奈良市出納室設置規則の一部改正)

第2条 奈良市出納室設置規則（昭和37年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

奈良市会計課設置規則

(会計課の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課（以下「課」という。）を設置する。

第2条本文中「室の係」を「課の係」に改め、同条会計係の部分の第10号中「室」を「課」に改め、同部分中同号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 会計事務の改善に係る企画及び指導に関すること。

第3条を次のように改める。

(課長、主幹、課長補佐、主査、係長及び主任)

第3条 課に課長、係に係長を置く。

2 特に必要があるときは、課に主幹、主査及び主任を置く。

3 課に課長補佐を置くことができる。

4 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 主幹は、課長を補佐し、その命を受け、特定の事務を担当掌理し、所属職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 課長補佐は、課長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督し、課長及び主幹に事故があるときは、その職務を代理する。

7 主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

8 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

第4条の見出しを「(会計管理者の権限に属する事務の専決)」に改め、同条中「室長は、収入役」を「課長は、会計管理者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会計管理者の事務の代理)

第4条 会計管理者に事故があるときは、会計課長がその事務を代理する。

(奈良市公営住宅入居者選考委員会規則の一部改正)

第3条 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則（昭和28年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第4条第1項中「建設部担当助役」を「副市長」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部改正)

第4条 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則（昭和30年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 副市長

(奈良市表彰審査委員会規則の一部改正)

第5条 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「助役」を「副市長」に改める。

(奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第6条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

(奈良市名誉市民審議委員会規則の一部改正)

第7条 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 副市長

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会規則の一部改正)

第8条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会規則(昭和63年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「都市整備部建築指導課」を「建築指導課」に改める。

(奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第9条 奈良市青少年問題協議会条例施行規則(昭和40年奈良市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「奈良市助役のうち教育委員会担当助役」を「奈良市副市長」に、「奈良県児童相談所長」を「奈良県中央こども家庭相談センター所長」に改める。

第3条中「社会教育部社会教育課」を「生涯学習部生涯学習課」に改める。

(奈良市都市景観審議会規則の一部改正)

第10条 奈良市都市景観審議会規則(平成2年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画部景観課及び教育委員会事務局社会教育部文化財課」を「景観課及び文化財課」に改める。

(奈良市人権施策協議会規則の一部改正)

第11条 奈良市人権施策協議会規則(平成15年奈良市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民生活部人権文化推進室人権・同和施策課」を「人権推進課」に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第12条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「都市計画部担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 観光経済部長

(7) 都市整備部長

(8) 建設部長

(9) 会計管理者

第7条中「都市計画部街路公園課」を「公園緑地課」に改める。

別表市民生活部の項中「衛生課長 男女共同参画課長 人権・同和施策課長」を「男女共同参画課長 人権推進課長」に改め、同表保健福祉部の項中「児童課長」を「子育て課長」に改め、同表文化経済部の項中「文化経済部」を「観光経済部」に改め、同表建設部の項及び都市計画部の項を次のように改める。

都市整備部	都市計画課長 公園緑地課長 景観課長
建設部	土木管理課長 道路維持課長 道路建設課長 下水道管理課長 下水道建設課長 河川課長 営繕課長 住宅課長

別表都市整備部の項を削り、同表教育委員会事務局の項中「社会教育課長 体育課長」を「生涯学習課長 スポーツ課長」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第13条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 副本部長は、水道事業管理者、教育長及び政策監(行財政改革担当)をもって充てる。

第9条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「吏員」を「市長の事務部局の職員」に改める。

別表第7班の項から第19班の項までを次のように改める。

第7班	観光経済部長	観光経済部
第8班	都市整備部長	都市整備部
第9班	建設部長	建設部
第10班	西部出張所長	西部出張所
第11班	月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センター
第12班	都祁行政センター所長	都祁行政センター
第13班	会計管理者	会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
第14班	教育総務部長	教育総務部
第15班	生涯学習部長	生涯学習部
第16班	議会事務局長	議会事務局
第17班	消防局長	消防局
第18班	業務部長	業務部
第19班	技術部長	技術部

別表第20班の項を削る。
(奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正)
第14条 奈良市情報化推進委員会設置規則(平成14年奈良市規則第76号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表(第3条関係)

委員	秘書課長 人事課長 広報広聴課長 企画政策課長 市民参画課長 財政課長 文書法制課長 情報管理課長 管財課長 監理課長 市民税課長 市民課長 危機管理課長 福祉総務課長 保健総務課長 企画総務課長 観光課長 都市計画課長 土木管理課長 西部出張所庶務課長 会計課長 水道局総務課長 経営管理課長 消防局総務課長 教育総務課長 生涯学習課長 選挙管理委員会事務局長
----	---

(奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正)
第15条 奈良市行財政改革推進本部設置規則(平成15年奈良市規則第62号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「助役、収入役」を「副市長」に改める。
別表を次のように改める。

奈良市長	返 納 年 月 日	昭 和 年 月 日
職 名		
氏 名		印

奈良市長	返 納 年 月 日	年 月 日
氏 名		印

改める。
別記第2号様式中

奈良市長	届 出 年 月 日	昭 和 年 月 日
職 名		
氏 名		印

奈良市長	届 出 年 月 日	年 月 日
氏 名		印

改め、「昭和」を削る。
(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)
第18条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「、道路維持課、道路建設課、営繕課、河川課及び工事検査課」を削り、「出納室長」を「会計

別表(第3条関係)

本部長	政策監(まちづくり担当) 政策監(行財政改革担当) 市長公室長 企画部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 保健所長 環境清美部長 観光経済部長 都市整備部長 建設部長 業務部長 技術部長 消防長 教育総務部長 生涯学習部長 議会事務局長
-----	---

(奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部改正)
第16条 奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則(昭和55年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項及び第13条第1項中「総務部担当助役」を「副市長」に改める。
別記第13号様式中「助 役」を「副 市 長」に改める。
(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)
第17条 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。
別表第1第3の2項中「建設部、都市計画部及び都市整備部」を「都市整備部及び建設部」に改める。
別記第1号様式中

返 納 年 月 日	昭 和 年 月 日
職 名	
氏 名	印

返 納 年 月 日	年 月 日
氏 名	印

届 出 年 月 日	昭 和 年 月 日
職 名	
氏 名	印

届 出 年 月 日	年 月 日
氏 名	印

課長」に、「人権・同和教育推進室長」を「人権教育推進室長」に、「中央図書館長」を「図書館長」に改める。
第11条、第14条第2項、第18条第3項及び第4項、第19条第3項及び第4項、第21条第3項、第22条第3項、第23条、第24条、第25条第3項並びに第26条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

— 26 —

第2条第3項中「収入役」を「会計管理者」に改める。
別記第2号様式中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第22条 奈良市福祉事務所事務分掌規則(平成元年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「介護総務課、介護福祉課及び保健所」を「介護総務課及び長寿福祉課」に改める。

(奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正)

第23条 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成15年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2(4枚目)中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に、

領収日付印 4 受付金融機関	領収日付印 4 収納代理金融機関	領収日付印 4 指定金融機関
領収日付印 4 受付金融機関	領収日付印 4 指定金融機関	

を
に改める。

(奈良市墓地条例施行規則の一部改正)

第24条 奈良市墓地条例施行規則(昭和43年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。

「上記のとおり
別記第2号様式の2(表)中 領収しました。 を
奈良市収入役 」
「上記のとおり 「上記のとおり収納しま
領収しました。 に、 した。 を
奈良市会計管理者」 奈良市収入役様」
「上記のとおり収納しま
した。 に改め、同様式(裏)
(あて先)奈良市会計管理者」

中

領収日付印
収納代理金融機関 (とりまとめ店)

を削る。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第25条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和48年奈良市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式(表)中「奈良収入役」を「奈良市会計管理者」に、「奈良市収入役様」を「(あて先)奈良

市会計管理者」に改め、同様式(裏)中

領収日付印
を削る。
収納代理金融機関 (とりまとめ店)

別記第4号様式中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第17号様式(裏)中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和55年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表に掲げる連絡所」を「別表に掲げる東寺林連絡所」に改める。

(奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第27条 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成8年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「吏員」を「市長の事務部局の職員」に改める。

別記第2号様式中「所属職名」を「所属」に改める。

(奈良市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第28条 奈良市屋外広告物条例施行規則(平成14年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第12条の2及び第12条の3第2項中「都市計画部景観課内」を「景観課内」に改める。

(奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第29条 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(平成2年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市計画部都市計画課」を「都市計画課」に改める。

(大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則の一部改正)

第30条 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則(昭和61年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「都市計画部JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺開発事務所」に改め、同条第2号中「都市計画部西大寺南区画整理事務所」を「西大寺南区画整理事務所」に改め、同条第3号中「都市計画部JR奈良駅周辺開発事務所」を「JR奈良駅周辺開発事

務所」に改める。

(大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)市街地再開発審査会運営規則の一部改正)

第31条 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)市街地再開発審査会運営規則(平成7年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第16条中「都市計画部市街地整備課」を「都市計画課」に改める。

(奈良市都市公園条例施行規則の一部改正)

第32条 奈良市都市公園条例施行規則(昭和46年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の2及び第4条の3第2項中「都市計画部街路公園課内」を「公園緑地課内」に改める。

(奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)

第33条 奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則(昭和44年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則

第1条中「職名」を「区分」に改める。

第2条の見出しを「(消防職員の区分)」に改め、同条中「職名」を「区分」に、「事務吏員、技術吏員」を「事務職員、技術職員」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

第34条 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項、第4条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第3項及び第4項、第24条第1項及び第3項から第9項まで、第27条第5項、第28条第3項、第30条、第31条第1項、第34条、第37条並びに第38条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市法令遵守の推進に関する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第20号

奈良市法令遵守の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市法令遵守の推進に関する条例(平成19年奈良市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法令遵守の推進に関し必要な事項を定め

るものとする。

(不当要求行為等)

第2条 条例第2条第3号に規定する職員の公正な職務の遂行を妨げる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
- (3) 市の競争入札の参加資格を有する事業者に関し、その経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
- (4) 人事(職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。)の公正を害する行為
- (5) 市が行おうとしている特定の法人その他の団体又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定の法人その他の団体又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為

2 条例第2条第3号に規定する暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な行為ができない程度のけん闘行為
- (2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

(審査会の会長及び副会長)

第3条 奈良市不当要求行為等審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長とな

る。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(対策委員会)

第5条 奈良市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、法令遵守監察監をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(対策委員会の委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第7条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、事案に応じ、その事案に関係する委員の出席を求めて会議を開くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会の会議に関係職員の出席を求めることができる。

(不当要求行為等発生時の措置)

第8条 管理監督の立場にある職員は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに不当要求行為等の行為者に対して注意若しくは警告を発し、退去を命じ、又は排除を行うものとする。この場合において、必要に応じ捜査機関への告発その他不当要求行為等を中止させるための必要な措置をとるものとする。

2 管理監督の立場にある職員は、前項に規定する措置をとった場合には、対策委員会及び法令遵守監察監に報告するものとする。

(対策委員会への報告)

第9条 条例第11条の規定による対策委員会への報告は、不当要求行為等発生報告書（別記第1号様式）により行うものとする。

(審査会への通知)

第10条 条例第12条後段の規定による対策委員会から審査会への通知は、不当要求行為等通知（調査依頼）票（別記第2号様式）により行うものとする。

2 市長が不当要求行為等を受けた場合は、自ら審査会に報告するものとする。

(審査会の調査)

第11条 審査会は、条例第13条第1項に規定する調査を行うときは、上司に報告した職員、対策委員会に報告した上司又は対策委員会から意見の聴取を行うとともに、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又はこれらの者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

2 審査会は、前項に規定する調査において、必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与えることができる。

3 前項の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(調査結果の報告)

第12条 条例第13条第2項の規定による審査会の不当要求行為等に係る調査結果の報告は、不当要求行為等があると認めた理由又は不当要求行為等がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

(公表の方法)

第13条 条例第15条第2項の規定による公表は、奈良市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(対策リーダー)

第14条 各所属内における不当要求行為等を防止するとともに、これに対する適切な対策を講じるため、各所属に不当要求行為等対策リーダー（以下「対策リーダー」という。）を置く。

2 対策リーダーは、各所属の所属長に次ぐ職責にある職員のうちから所属長が指名する。

3 対策リーダーは、不当要求行為等を防止するため、日常業務の遂行において所属長を補佐し、職員からの相談を受け、及び職員の指導を行うものとする。

4 対策リーダーは、部内の統一的な対策を講じるため、定期的に情報交換の場を設けるものとする。

(庶務)

第15条 審査会及び対策委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

委 員	市長公室長	企画部長	総務部長	市民生活部長
	保健福祉部長	保健所長	環境清	美部長
	観光経済部長	都市整備部長	建設部長	西部出張所長
	会計管理者	議会事務局長	教育総務部長	業務部長
	消防総務部長	人事課長	監理課長	

別記

第1号様式（第9条関係）

不当要求行為等発生報告書

所 属	部 課 係		
対 応 職 員 の 氏 名		電話番号 (内線)	
報 告 職 員 の 氏 名		電話番号 (内線)	
発 生 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
所 属 長 名			
相手方氏名・名称 (名刺がある場合はコピーを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼう等を記載)			
不当要求行為等の対象事務			
不当要求行為等の概要			
対応状況			
参考事項			

第 2 号様式（第10条関係）

不当要求行為等通知（調査依頼）票

所 属	部 課 係
対 応 職 員 の 氏 名	
報 告 職 員 の 氏 名	
発 生 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
所 属 長 名	
相 手 方 氏 名 ・ 名 称 （名刺がある場合はコ ピーを添付し、氏名等 不詳の場合は風ぼう等 を記載）	
不当要求行為等の対象 事務	
不当要求行為等の概要	
対策委員会の対応方針	
事後措置	
参考事項	

（平成19年 3 月30日揭示済）

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第21号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則
奈良市臨時職員に関する規則（平成2年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「及び休息时间」を削る。

第18条に次の1項を加える。

2 臨時職員（第1号、第2号及び第4号に掲げる場合は、女性に限る。）の無給休暇は、次のとおりとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後2年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の臨時職員にあっては、その子の当該臨時職員以外の親が当該臨時職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (4) 生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

別表を次のように改める。

別表（第3条・第7条関係）

職 種		給料日額（円）
事務職	一般事務	6,200
	保育士	7,500
	手話通訳者	7,500
技術職	保健師	12,000
	看護師 栄養士 歯科衛生士 心理判定員 准看護師 管理栄養士 助産師	11,000
技能職	自動車運転手	6,900
	保安員 ボイラー技術員 現場監督員 実習助手 電話交換手	6,400

業務職	清掃作業員 土木作業員 下水作業員 火夫 給食調理員 用務員 ホームヘルパー	6,400
	草刈り作業員	7,500

別記第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

臨時職員任用通知書

氏 名	
職 種 ・ 業 務 内 容	
任 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
任 用 日 数	() 日 / 月
更 新	
勤 務 場 所	
勤 務 時 間	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで
休 憩 時 間	() 分
時 間 外 勤 務	有 ・ 無
休 日	
休 暇	1 年次休暇発生日 年 月 日 (当初任用日から 6 箇月継続勤務した場合に付与) 年次休暇付与日数 () 日 (当初任用日 年 月 日) 2 その他の休暇 (奈良市臨時職員に関する規則第18条による)
給 料	日額 () 円
通 勤 手 当 日 額	支給 () 円 ・ 不支給 (2 km未満)
給 料 の 支 払	月末締 翌月15日支払
そ の 他	1 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) の加入 有 ・ 無 2 雇用保険の加入 有 ・ 無 3 その他 奈良市臨時職員に関する規則による
そ の 他 の 条 件	1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更する事があります。 2 任用期間が満了したときは、退職となります。 3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。
上記のとおり任用します。 年 月 日 所属長 印	

第2号様式（第5条関係）

臨時職員任用（更新）書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
現住所	電話		
免許資格			
最終学校名	卒業 ・ 在学中		
職種・業務内容			
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
任用日数	() 日／月		
更新			
勤務場所			
勤務時間	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで		
休憩時間	() 分		
時間外勤務	有 ・ 無		
休日			
休暇	1 年次休暇発生日 年 月 日 (当初任用日から6箇月継続勤務した場合に付与) 年次休暇付与日数 () 日 (当初任用日 年 月 日) 2 その他の休暇 (奈良市臨時職員に関する規則第18条による)		
給料	日額 () 円		
通勤手当日額	支給 () 円 ・ 不支給 (2 km未満)		
通勤距離及び方法	自宅から勤務場所まで km ☐ 徒歩 ☐ 自転車・単車等 ☐ 自動車 ☐ 交通機関		
その他	1 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入 有 ・ 無 2 雇用保険の加入 有 ・ 無		
予算残額	円		
支出科目	(款) (項) (目) (節)		
任用理由			

備考

- 履歴書を添付すること。
- 資格免許等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第22号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成 2年奈良市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(区分及び職種)」に改め、同条中「職名及び」を「区分及び」に、

「職 名」を「区 分」に、「事務員」を「事務職員」に、「技術員」を「技術職員」に、「技能員」を「技能職員」に、「業務員」を「業務職員」に改める。

第14条第 2 項中「及び休息时间」を削る。

第15条の 2 第 1 項第 5 号中「90日」を「1 年」に改め、同条第 2 項第 3 号中「1 年」を「2 年」に改め、同項第 4 号中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第23号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成 3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「奈良市立保育所」を「本市」に改める。

第 2 条中「4 時間以内」を「6 時間以内」に改める。

第 3 条中「保育課長」を「主管課長」に改める。

第 5 条中「保育課長」を「主管課長」に改め、「人事課長」の次に「(教育委員会にあっては、教育総務課長)」を加える。

第11条中「4 時間」を「6 時間」に、「保育課長」を「主管課長」に改める。

第12条に次の 1 項を加える。

2 パートタイム職員（第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる場合は、女性に限る。）の無給休暇は、次のとおりとする。

(1) 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に
出産する予定である者が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(2) 出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(3) 生後 2 年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ30分以内の期間（男性のパートタイム職員にあっては、その子の当該パートタイム職員以外の親が当該パートタイム職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(4) 生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第15条を次のように改める。

(公務災害補償)

第15条 パートタイム職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）に定めるところによる。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の 1 条を加える。

(社会保険等)

第16条 パートタイム職員の社会保険等の加入については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）

職 種		報酬額 (1 時間につき)
事務職	保育士	円 1,070
	保健師	1,580
技術職	看護師 栄養士 歯科衛生士 心理判定員 准看護師 管理栄養士 助産師	1,450
	自動車運転手	910
技能職	保安員 ボイラー技術員 現場監督員 実習助手 電話交換手	850
	清掃作業員 土木作業員 下水作業員 火夫 給食調理員 用務員 ホームヘルパー	850
業務職	草刈り作業員	1,070

別記第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

パートタイム職員任用通知書

氏 名			
職 種 ・ 業 務 内 容			
任 用 期 間	年	月	日 から 年 月 日まで
任 用 日 数	() 日 / 月		
更 新			
勤 務 場 所			
勤 務 時 間	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで (時間)		
	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで (時間)		
休 憩 時 間			
休 日			
休 暇	1 年次休暇発生日 年 月 日 (当初任用日から6箇月継続勤務した場合に付与) 年次休暇付与日数 () 日 (当初任用日 年 月 日)		
	2 その他の休暇 (奈良市パートタイム職員に関する規則第12条による)		
報 酬 額	1時間につき 円		
通 勤 手 当 日 額	支給 () 円 ・ 不支給 (2 km未満)		
報 酬 の 支 給 日			
そ の 他	1 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) の加入 有 ・ 無		
	2 雇用保険の加入 有 ・ 無		
	3 その他 奈良市パートタイム職員に関する規則による		
そ の 他 の 条 件	1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。		
	2 任用期間が満了したときは、退職となります。		
	3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。		
上記のとおり任用します。 年 月 日 所属長 印			

第 2 号様式（第 5 条関係）

パートタイム職員任用（更新）書

ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日生
現 住 所	電話		
免 許 資 格			
最 終 学 校 名	卒業 ・ 在学中		
職 種 ・ 業 務 内 容			
任 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
任 用 日 数	() 日 / 月		
更 新			
勤 務 場 所			
勤 務 時 間	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで (時間)		
	始業 (時 分) から 終業 (時 分) まで (時間)		
休 憩 時 間			
休 日			
休 暇	1 年次休暇発生日 年 月 日 (当初任用日から 6 箇月継続勤務した場合に付与) 年次休暇付与日数 () 日 (当初任用日 年 月 日)		
	2 その他の休暇 (奈良市パートタイム職員に関する規則第12条による)		
給 料	1 時間につき 円		
通 勤 手 当 日 額	支給 () 円 ・ 不支給 (2 km 未満)		
通勤距離及び方法	自宅から勤務場所まで km ☐ 徒歩 ☐ 自転車・単車等 ☐ 自動車 ☐ 交通機関		
そ の 他	1 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) の加入 有 ・ 無		
	2 雇用保険の加入 有 ・ 無		
予 算 残 額	円		
支 出 科 目	(款) (項) (目) (節)		
任 用 理 由			

備考

- 1 履歴書を添付すること。
- 2 資格免許等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日掲示済)

奈良市職員表彰規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第24号

奈良市職員表彰規則等の一部を改正する規則
(奈良市職員表彰規則の一部改正)

第1条 奈良市職員表彰規則(平成2年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市長公室担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

(市長の職務を代理する吏員を定める規則の一部改正)

第2条 市長の職務を代理する吏員を定める規則(昭和37

年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の職務を代理する職員を定める規則

本則中「事務吏員」を「職員」に改める。

(奈良市特別職報酬等審議会規則の一部改正)

第3条 奈良市特別職報酬等審議会規則(昭和43年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第4条 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和60年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 副市長

(奈良市聴聞等の手続に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市聴聞等の手続に関する規則(平成11年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

聴 聞 の 主 宰 者	職 名		氏 名	
-------------	-----	--	-----	--

を

聴 聞 の 主 宰 者 氏 名	
-----------------	--

に改める。

別記第11号様式中

職 員 の 職 名 及 び 氏 名	
-------------------	--

を

職 員 の 氏 名	
-----------	--

に改める。

(奈良市職員の任用に関する規則の一部改正)

第6条 奈良市職員の任用に関する規則(昭和43年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号を削り、同条第3号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

(職員の職名等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の職名等に関する規則(昭和43年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の職に関する規則

第1条中「職名等」を「職」に改める。

第2条を次のように改める。

(職員の区分)

第2条 職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能職員
- (4) 業務職員

第3条中「前条第1号に規定する吏員及び第5条の吏員待遇の職員のうち、」を削り、「職名を」を「職の名称を」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分	職種名
事務職員	一般事務職、電算職、保育士
技術職員	土木職、電気職、機械職、建築職、農業職、林業職、化学職、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、臨床検査技師、精神保健福祉士、心理判定員、文化財建築職、学芸員
技能職員	保安員、電話交換手、自動車運転手、機械操作員
業務職員	清掃作業員、土木作業員、下水作業員、火夫、用務員、ホームヘルパー、給食調理員

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第8条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「職 名」

を削る。

(奈良市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第9条 奈良市職員の定年等に関する規則(昭和60年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「、職名」を削る。

(奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 奈良市職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和60年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

所	属
職	名

」を「

所	属
---	---

」に、

「

作成者の職名、氏名及び印

」を

「

作成者の職、氏名及び印

」に改める。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和27年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

別記第1号様式その1中「

助 役

」を「

副市長

」

に改め、同様式備考1中「助役」を「副市長」に改める。

別記第2号様式から第7号様式までの規定中「奈良市収入役 様」を「(あて先) 奈良市会計管理者」に改める。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

第12条 奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中

「

使	用	者	
職	名	氏	名

」を

「

使 用 者 氏 名

」に改める。

別記第8号様式中「役職名」を削り、

「

(職名)	(氏名)
------	------

」を

「

--

」に改める。

別記第11号様式中

「

(職名)	(氏名)
------	------

」を

「

--

」に改める。

(奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則(平成

6年奈良市規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「職 名」を削る。

(奈良市における奈良県生活環境保全条例施行細則の一部改正)

第14条 奈良市における奈良県生活環境保全条例施行細則(平成14年奈良市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「職名及び」を削る。

(奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成14年奈良市規則第120号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「職 名」を削る。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例施行規則(平成16年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式中「職名」を削る。

(奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部改正)

第17条 奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則(平成15年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「職 名」を削る。

(奈良市営住宅条例施行規則の一部改正)

第18条 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第18号様式(表)中「職 名」を削る。

(奈良市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第19条 奈良市屋外広告物条例施行規則(平成14年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中「職 名」を削る。

(奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部改正)

第20条 奈良市開発行為等の規制に関する規則(平成2年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第21号様式中「職 名」を削る。

(奈良市宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第21条 奈良市宅地造成等規制法施行細則(平成2年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中「職 名」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(職員の職名等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際、現に発令されている第7条の規定による改正前の職員の職名等に関する規則に規定する職名は、この規則の施行の日後においては、その効力を失うものとする。

(様式改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成19年 3月30日揭示済)

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第25号

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 財団法人ユネスコ・アジア文化センター
附 則

この規則は、平成19年 4月1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第26号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

この規則は、平成19年 4月1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第27号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(管理職手当の支給)

第23条 条例第22条の規定により管理職手当を支給する職員は別表第1のア欄に掲げる職員とし、その職にある職員別表第1（第23条、第23条の7、第25条の3関係）

員に支給する管理職手当の額は同表のイ欄に掲げる額とする。

第23条の3第1項中「管理職手当規則別表右欄に掲げる支給月額算出の基礎となる割合の区分に応じ、次の各号に掲げる額」を「別表第1のウ欄に掲げる額」に、「当該各号」を「同欄」に改め、同項各号を削り、同条を第23条の7とする。

第23条の2を第23条の6とし、第23条の次に次の4条を加える。

(管理職手当の支給の始期及び終期)

第23条の2 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、昇任、降任等により管理職手当の額に異動が生じた場合は、日割計算によって支給する。

(管理職手当の支給額の調整)

第23条の3 職員が2以上の職を兼ねるときの管理職手当の支給については、それらの職に支給される管理職手当のうち最高の額の管理職手当を支給する。

(管理職手当の支給制限)

第23条の4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病（派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）にかかり、条例第10条の規定に基づいて勤務しなかったことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、管理職手当を支給しない。

(幼稚園の園長に対する管理職手当の特例)

第23条の5 条例第39条の規定に基づき幼稚園の教員の給与について小学校の教員の例による場合において、園長に支給すべき管理職手当の支給額は、管理職手当に関する規則（昭和46年奈良県人事委員会規則第21号）別表の市町村立の中学校及び小学校の項の「八種」の支給額を適用するものとする。

第24条第1項第6号中「派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員（以下「派遣職員」という。）」を「派遣職員」に改める。

第25条の2中「別表」を「別表第2」に改める。

第25条の3第1項中「管理職手当規則別表中欄に掲げる職を占める職員」を「別表第1のア欄に掲げる職員」に改め、同条第2項中「管理職手当規則別表右欄に掲げる管理職手当の支給月額算出の基礎となる割合」を「別表第1のエ欄に掲げる割合」に改める。

第34条第2項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。
別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

ア	イ	ウ	エ
---	---	---	---

職 員		管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額	期 末 手 当 の 管理職加算割合
市長の事務部局	政策監 法令遵守監察監 危機管理監 部長 公室長 理事 保健所長 都祁診療所長 西部出張所長 行政センター所長 会計管理者	104,200円	12,000円	100分の20
	部次長 参事 室長 保健所次長 西部出張所次長	85,700円	10,000円	100分の18
	課長 職務の級 8 級の主幹 月ヶ瀬診療所長 人権啓発センター所長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 J R奈良駅周辺開発事務所長 西大寺南区画整理事務所長 東部出張所長 北部出張所長	74,800円	8,000円	100分の15
	職務の級 7 級の主幹 衛生浄化センター所長	62,200円	6,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 場長補佐 東寺林連絡所長 人権文化センター所長 児童館長 保育園長(都祁保育園長及び吐山保育園長を除く。) 奈良阪処分地管理事務所長 土木管理センター所長 主査	50,500円	4,000円	100分の10
議会の事務部局	局長	104,200円	12,000円	100分の20
	次長	85,700円	10,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	100分の15
	課長補佐 主査	50,500円	4,000円	100分の10
教育委員会の事務部局	部長	104,200円	12,000円	100分の20
	部次長 参事	85,700円	10,000円	100分の18
	課長 職務の級 8 級の主幹 人権教育推進室長 少年指導センター所長	74,800円	8,000円	100分の15
	職務の級 7 級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長	62,200円	6,000円	100分の12
	課長補佐 所長補佐 青少年児童会館長 主査	50,500円	4,000円	100分の10
学校の教育その他 の教育機関	高等学校事務長 図書館長	74,800円	8,000円	100分の15
	主査	50,500円	4,000円	100分の10
選挙管理委員会の事務部局	局長	74,800円	8,000円	100分の15
	次長	50,500円	4,000円	100分の10
監査委員の事務部局	局長	85,700円	10,000円	100分の18
	課長	74,800円	8,000円	100分の15
	課長補佐	50,500円	4,000円	100分の10
農業委員会の事務部局	局長	74,800円	8,000円	100分の15
	次長	50,500円	4,000円	100分の10

消防	消防長	104,200円	12,000円	100分の20
	部長 参事	85,700円	10,000円	100分の18
	課長 署長 文化財防災官	74,800円	8,000円	100分の15
	副署長 主幹	62,200円	6,000円	100分の12
	課長補佐 署長補佐 分署長 出張所長	50,500円	4,000円	100分の10

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第22条の規定により管理職手当を支給する職にある職員のうち、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則(以下「新規則」という。)第23条に規定する管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、相当職職員(同日においてあった次項の規定による廃止前の管理職手当に関する規則(昭和42年奈良市規則第17号)別表(以下「旧規則表」という。)の職欄に掲げる職(以下「旧職」という。)に相当する新規則別表第1(以下「新規則表」という。)のア欄に掲げる職にある職員であって施行日以後に当該職にあるものをいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当の額
 - (2) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員のうち、下位職相当職員(施行日の前日において旧規則表の旧職に係る同表の支給月額欄に定める支給月額より低い支給月額に係る同表の職欄に掲げる職に相当する新規則表のア欄に掲げる職(以下「旧下位職」という。)にある職員をいう。第4号において同じ。) 同日に旧下位職に相当する新規則表のア欄に掲げる職にあるとしたならばそ

の者の受けることとなる管理職手当の額

- (3) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、相当職職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員のうち、下位職相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧規則表の支給月額欄に定める支給月額が旧職より低い職に相当する新規則表のア欄に掲げる職にあるとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 前各号に掲げる職員のほか、人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別な事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして市長が定める職員 前各号の規定に準じて市長が定める額
(管理職手当に関する規則の廃止)
- 4 管理職手当に関する規則は、廃止する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第28号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4級の項から9級の項までを次のように改める。

4 級	1 主任の職務 2 地区調整主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 困難な業務を処理する地区調整主任の職務 4 都祁保育園長又は吐山保育園長の職務 5 保育園副園長の職務

6 級	1 課長補佐又は室長補佐の職務 2 主査の職務 3 保育園長の職務 4 消防署長補佐、消防分署長又は消防出張所長の職務 5 選挙管理委員会事務局次長の職務 6 農業委員会事務局次長の職務
7 級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 消防署長の職務 4 消防副署長の職務 5 人権教育推進室長の職務 6 埋蔵文化財調査センター所長の職務 7 図書館長の職務
8 級	1 部長の職務 2 部次長の職務 3 参事の職務 4 室長の職務 5 相当の経験を有する課長の職務 6 相当の経験を有する主幹の職務 7 月ヶ瀬診療所長の職務 8 西部出張所次長の職務 9 相当の経験を有する消防署長の職務 10 文化財防災官の職務 11 高等学校事務長の職務 12 相当の経験を有する図書館長の職務 13 選挙管理委員会事務局長の職務 14 監査委員事務局長の職務 15 農業委員会事務局長の職務 16 議会事務局次長の職務
9 級	1 政策監の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 危機管理監の職務 4 相当の経験を有する部長の職務 5 公室長の職務 6 理事の職務 7 保健所長の職務 8 都祁診療所長の職務 9 西部出張所長の職務 10 行政センター所長の職務 11 会計管理者の職務 12 消防長の職務 13 議会事務局長の職務

別表第2備考6中「技能吏員」を「技能職員」に改める。
別表第3の3の項及び4の項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第29号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

第7条第1項中「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改める。

第8条第1項中「技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員」を「技能職員及び業務職員」に改める。

第9条第1項第1号中「技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員」を「技能職員及び業務職員」に改め、同項第2号中「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改める。

第10条第1項中「技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員」を「技能職員及び業務職員」に改める。

第11条第1項中「事務吏員、技術吏員、事務員及び技術員」を「事務職員及び技術職員」に改める。

第14条第1項中「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改める。

第15条第1項、第16条第1項並びに第18条第2項、第4項、第5項及び第8項から第11項までの規定中「技能吏員、業務吏員、技能員及び業務員」を「技能職員及び業務職員」に改める。

第27条第1項第1号中「事務吏員及び事務員」を「事務職員」に改め、同項第2号中「衛生課」を「病院事業課」に、「技能吏員及び技能員」を「技能職員」に改め、同項第3号中「人権・同和施策課、道路維持課、道路建設課、営繕課、住宅課、下水道建設課及び東部下水道課」を「人権推進課、公園緑地課、道路維持課、下水道建設課及び住宅課」に、「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改め、同項第4号中「事務吏員及び事務員」を「事務職員」に改め、同項第5号中「介護保険室」を「長寿社会室」に、「業務吏員及び業務員」を「業務職員」に改め、同項第6号中「事務吏員及び事務員」を「事務職員」に改め、同項第7号中「工事検査課」を「技術管理課」に、「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) J R奈良駅周辺開発事務所及び西大寺南区画整理事務所の職員で、用地補償交渉に従事した事務職員及び技術職員又は工事等の現場監督に従事した技術職員

第27条第1項第9号を削り、同項第10号中「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号を削り、同項第12号中「事務吏員及び事務員」を「事務職員」に、「技術吏員及び技術員」を「技術職員」に改め、同号を同項第13号とし、同号の前に次の2号を加える。

(11) 土木管理課の職員で、道路境界明示若しくは権原調査に従事した事務職員及び技術職員又は工事等の現場

監督若しくは測量調査に従事した技術職員
(12) 道路建設課の職員で、用地補償交渉に従事した事務職員及び技術職員又は工事等の現場監督若しくは測量調査に従事した技術職員
第27条第1項に次の1号を加える。
(14) 営繕課の職員で、工事等の現場監督、測量調査、建築物等の定期点検に従事した技術職員
附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日
第16条第2項の表を次のように改める。

口 座 番 号	口座名義人	取 扱 金 種 別	
00980-5-960148	奈良市会計管理者	市・県民税特別徴収分	
00170-4-967024		国民健康保険料分	
01090-3-960200	奈良市役所	上記以外の歳入金	自動払込みによるもの
00900-5-15079			その他のもの

第17条、第18条第1項、第19条の2第1項、第2項及び第5項、第20条第1項、第21条の2並びに第22条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第22条の2第1項中「第158条第1項」の次に「及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の9」を加え、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第26条の見出しを「(会計管理者への事前協議)」に改め、同条中「出納室長」を「会計課長」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

第27条第1項、第2項、第6項及び第9項、第28条及び同条第1号、第29条、第31条第2項、第33条第3項、第34条第2項、第36条、第36条の2、第37条の2第1項及び第2項、第38条、第38条の2第1項及び第2項、第39条第10号、第41条第4項から第6項まで、第42条、第43条第1項、第43条の2から第44条まで、第46条第1項、第48条、第49別表第1（第6条・第8条関係）

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第30号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、道路維持課、道路建設課、営繕課、河川課及び工事検査課」を削り、「出納室」を「会計課」に改める。

第6条第2項中「吏員」を「市長の事務部局の職員」に改める。

第7条第2項、第8条の見出し及び同条第1項、第10条第2項、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

条、第51条、第52条、第53条の2、第57条から第64条まで並びに第66条から第68条までの規定中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第70条第1号「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 出納員に関するもの

収納金整理簿

(3) 現金分任出納員に関するもの

収納金整理簿

第70条第5号を次のように改める。

(5) 資金前渡職員に関するもの

前渡金出納簿

第72条、第73条及び第74条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

現金分任出納員の設置箇所	現金分任出納員	委任するものとする事務
情報公開課	主任及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
企画政策課	主任及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る図書の売却代金の収納
文書法制課	法制係長及び係員	公報の売却代金の収納
	統計係長及び係員	所管に係る図書の売却代金の収納
管財課	課長補佐	1 入札保証金の出納 2 契約保証金の出納 3 普通財産貸付料の収納 4 不用物品の売却代金の収納

	管財係長	1 入札保証金の出納 2 契約保証金の出納 3 普通財産貸付料の収納
	調達係長及び係員	不用物品の売却代金の収納
監理課	主任及び係員	入札保証金の出納
市民税課	庶務係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金の収納
資産税課	償却資産係長及び係員	所管に係る手数料の収納
納税課	課長を除く課員	所管に係る市税及びその附帯金の収納
市民課	証明係長及び係員 (市民サービスコーナー に勤務する職員を含む。)	所管に係る手数料の収納
	生活環境係長及び係員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る使用料の収納
奈良診療所、月ヶ瀬 診療所、都祁診療所 及び応急診療所	主任及び係員	所管に係る一部負担金及び手数料の収納
国保年金課	課長補佐	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得 に係る医療費の収納 2 所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納 3 歯科ドック検診料の収納
	給付係長及び係員	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得 に係る医療費の収納 2 歯科ドック検診料の収納
	徴収係長及び係員	所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納
地域活動推進課	地区調整主任	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの 附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
連絡所	所長、主任及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの 附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
人権推進課	庶務係長及び係員	生業資金貸付回収金の収納
男女共同参画センター	所長補佐、主任及び係員	所管に係る使用料及び実費徴収金の収納
福祉総務課	地域福祉支援係長及び係 員	1 所管に係る災害救助金の収納 2 災害援護資金貸付回収金の収納
障がい福祉課	支援係長	1 身体障害者福祉資金貸付回収金の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
	指導係長	1 身体障害者に対する行政措置に係る措置費自己負担金の収納 2 知的障害者援護施設入所措置に係る措置費自己負担金の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
子育て課	庶務係長及び係員	1 母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金 の貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課	保育係長	1 保育所保育料の収納 2 所管に係る利用料の収納

保育所	保育園長、副園長及び主任	保育所保育料の収納
放課後児童施策課	主任及び係員	児童育成料の収納
保護課	庶務係長	1 世帯更生援護資金貸付回収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
介護総務課	課長補佐、庶務係長、保険料係長及び係員	1 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納 2 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 3 老人福祉施設入所措置に係る措置費自己負担金の収納 4 所管に係る実費徴収金の収納
長寿福祉課	課長補佐、主任及び係員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る利用料の収納
保健総務課	企画調整係長及び係員	証紙の売りさばき代金の収納
生活衛生課	生活衛生係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
保健予防課	保健予防係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
健康増進課	庶務係長及び係員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 養育医療に係る自己負担金の収納
都祁保健センター	主任及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
企画総務課	庶務係長	1 一般廃棄物処理及びし尿浄化槽清掃業の許可申請手数料の収納 2 施設、運搬車及び容器の検査手数料の収納 3 従業員の鑑札交付手数料の収納 4 再利用製品の売却代金の収納 5 特定家庭用機器廃棄物運搬手数料の収納
リサイクル推進課	計画指導係長	回収資源及び再生品の処分代金の収納
収集課	庶務係長	一般廃棄物処理手数料の収納
環境清美工場	庶務係長及び係員	1 一般廃棄物処理手数料の収納 2 産業廃棄物処分費用の収納
土地改良清美事務所	庶務係長	1 一般廃棄物処理手数料の収納 2 産業廃棄物処分費用の収納
観光課	観光係長及び係員	所管に係る使用料の収納
文化国際課	文化振興係長及び係員	所管に係る文化事業収入の収納
商工労政課	課長補佐及び庶務係長	所管に係る実費徴収金の収納
	商工係長及び係員	1 中小企業貸付回収金の収納 2 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納 3 特定計量器定期検査手数料等の収納 4 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納
	労政係長	所管に係る実費徴収金の収納
農林課	農政係長及び係員	1 所管に係る地図の売却代金の収納 2 農林事業分担金の収納
都市計画課	庶務係長	所管に係る地図の売却代金の収納
J R奈良駅周辺開発事務所	主任及び係員	1 所管に係る保留地の処分金の収納 2 所管に係る清算金の収納

西大寺南区画整理事務所	主任及び係員	1 入札保証金の出納 2 抽せん保証金及び敷金の収納 3 契約保証金の出納 4 所管に係る保留地の処分金の収納 5 所管に係る清算金の収納
開発指導課	指導係長及び審査係長	証紙の売りさばき代金の収納
建築指導課	庶務係長、指導係長及び審査係長	1 証紙の売りさばき代金の収納 2 建築計画概要書等の複写料の収納
景観課	色彩・広告物係長	証紙の売りさばき代金の収納
土木管理課	用地管理第二係長	1 道路、準用河川及び法定外公共物の占用料の収納 2 地境明示に係る図面等の複写料の収納
	宅地造成係長	1 宅地造成事業による分譲地代金の収納 2 宅地造成事業による契約保証金の出納
下水道管理課	庶務係長及び係員	1 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金並びにこれらの附帯金の収納 2 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）並びにこれらの附帯金の収納 3 排水設備清掃費その他の収入金の収納 4 公共下水道台帳の複写料の収納
	維持管理係長及び調査計画係長	公共下水道台帳の複写料の収納
	排水設備係長	1 水洗便所設備資金貸付回収金の収納 2 損失補償に伴う債権の回収金の収納 3 排水設備清掃費その他の収入金の収納 4 公共下水道台帳の複写料の収納
下水道建設課	庶務係長、東部下水道係長及び係員	農業集落排水事業分担金及びその附帯金の収納
住宅課	管理係長及び係員	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納
西部出張所 庶務課	課長補佐、庶務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
西部出張所 住民課	課長補佐 証明印鑑登録係長及び係員	所管に係る使用料及び手数料の収納
西部出張所 生活福祉課	課長補佐 主任及び係員	所管に係る利用料の収納
東部出張所及び北部 出張所	主任及び担当者	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
月ヶ瀬行政センター 庶務課	課長補佐	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納

	振興係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの 附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納
	管理係長及び係員	所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納
月ヶ瀬行政センター 住民課	課長補佐、住民係長及び 係員	所管に係る使用料、手数料等の収納
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納
都祁行政センター 庶務課	課長補佐、庶務係長及び 係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの 附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納
都祁行政センター 業務課	課長補佐、係長及び係員	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納
都祁行政センター 住民課	課長補佐、住民係長及び 係員	所管に係る使用料、手数料等の収納
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納
会計課	課長補佐、会計係長及び 係員	証紙の売りさばき代金の収納
教育総務課	経理係長	幼稚園入園料及び保育料の収納
	施設係長	所管に係る使用料の収納
学務課	学事係長及び係員	所管に係る負担金の収納
一条高等学校	事務長	1 授業料、入学科及び入学考査料の収納 2 証紙の売りさばき代金の収納
幼稚園	園長及び主任	幼稚園入園料及び保育料の収納
生涯学習課	生涯学習係長及び係員	所管に係る事業収入の収納
文化財課	庶務係長及び係員	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納
埋蔵文化財調査セン ター	庶務係長及び係員	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納
スポーツ課	施設管理係長	水泳教室の受講料の収納
南部体育館	館長及び係員	所管に係る使用料の収納
青少年野外活動セン ター	所長及び係員	1 所管に係る使用料の収納
		2 所管に係る実費徴収金の収納
図書館	主任及び係員	1 所管に係る弁償金の収納
		2 所管に係る複写料の収納
消防局予防課	予防係長	証紙の売りさばき代金の収納
議会事務局 庶務課	経理係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納
農業委員会事務局	次長	農地対価等徴収（農地売払代金・農地貸付代金）

（備考） この表中「（係名）長」とあるのは、当該係の事務を担当掌理する主任が置かれている場合は、当該主任を含むものとする。

別表第2（第8条関係）

出納員	委任するものとする事務
情報公開課長	所管に係る実費徴収金の収納

企画政策課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る図書の売却代金の収納
文書法制課長	所管に係る図書の売却代金の収納
管財課長	1 入札保証金の出納 2 契約保証金の出納 3 普通財産貸付料の収納 4 不用物品の売却代金の収納
監理課長	入札保証金の出納
市民税課長	1 所管に係る手数料の収納 2 原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金の収納
資産税課長	所管に係る手数料の収納
納税課長	市税及びその附帯金の収納
市民課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 所管に係る使用料の収納
病院事業課	所管に係る一部負担金及び手数料の収納
都祁診療所長	所管に係る一部負担金及び手数料の収納
月ヶ瀬診療所長	所管に係る一部負担金及び手数料の収納
国保年金課長	1 保険者徴収に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 所管に係る保険料、保険税及びこれらの附帯金の収納 3 歯科ドック検診料の収納
地域活動推進課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納
人権推進課長	所管に係る貸付回収金の収納
男女共同参画課長	所管に係る使用料及び実費徴収金の収納
福祉総務課長	1 所管に係る災害救助金の収納 2 所管に係る貸付回収金の収納
障がい福祉課長	1 所管に係る貸付回収金の収納 2 所管に係る措置費自己負担金の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
子育て課長	1 所管に係る貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課長	1 保育所保育料の収納 2 所管に係る利用料の収納
放課後児童施策課長	児童育成料の収納
保護課長	1 所管に係る貸付回収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
福祉医療課長	老人保健医療費に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納
介護総務課長	1 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納 2 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 3 老人福祉施設入所措置に係る措置費自己負担金の収納 4 所管に係る実費徴収金の収納

長寿福祉課長	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る利用料の収納
保健総務課長	証紙の売りさばき代金の収納
生活衛生課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
保健予防課長	所管に係る実費徴収金の収納
健康増進課長	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 養育医療に係る自己負担金の収納
企画総務課長	1 所管に係る手数料の収納 2 再利用製品の売却代金の収納
リサイクル推進課長	回収資源及び再生品の処分代金の収納
収集課長	一般廃棄物処理手数料の収納
環境清美工場長	所管に係る手数料の収納
土地改良清美事務所長	所管に係る手数料の収納
観光課長	所管に係る使用料の収納
文化国際課長	所管に係る文化事業収入の収納
商工労政課長	1 所管に係る貸付回収金の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 特定計量器定期検査手数料の収納 4 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納
農林課長	1 所管に係る地図の売却代金の収納 2 農林事業分担金の収納
都市計画課長	所管に係る地図の売却代金の収納
J R 奈良駅周辺開発事務所長	1 所管に係る保留地の処分金の収納 2 所管に係る清算金の収納
西大寺南区画整理事務所長	1 入札保証金の出納 2 抽せん保証金の出納 3 契約保証金の出納 4 所管に係る保留地の処分金の収納 5 所管に係る清算金の収納
開発指導課長	証紙の売りさばき代金の収納
建築指導課長	1 証紙の売りさばき代金の収納 2 建築計画概要書等の複写料の収納
景観課長	証紙の売りさばき代金の収納
土木管理課長	1 道路、準用河川及び法定外公共物の占用料の収納 2 地境明示に係る図面等の複写料の収納 3 宅地造成事業による分譲地代金の収納 4 宅地造成事業による契約保証金の出納
下水道管理課長	1 排水設備清掃費及びその他の収入金の収納 2 所管に係る貸付回収金の収納 3 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金並びにこれらの附帯金の収納 4 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）並びにこれらの収納 5 所管に係る手数料の収納 6 損失補償に伴う債権の回収金の収納 7 公共下水道台帳の複写料の収納 8 農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）及びその附帯金の収納

下水道建設課長	農業集落排水事業分担金及びその附帯金の収納
住宅課長	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納
西部出張所庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
西部出張所住民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
西部出張所 生活福祉課長	所管に係る利用料の収納
東部出張所長及び北部出張所長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
月ヶ瀬行政センター 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばきの代金の収納
月ヶ瀬行政センター 住民課長	所管に係る使用料、手数料等の収納
都祁行政センター 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばきの代金の収納
都祁行政センター 業務課長	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納
都祁行政センター 住民課長	所管に係る使用料、手数料等の収納
教育総務課長	1 幼稚園入園料及び保育料の収納 2 授業料、入学料及び入学考査料の収納 3 所管に係る使用料の収納
学務課長	所管に係る負担金の収納
生涯学習課長	所管に係る事業収入の収納
文化財課長	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納
埋蔵文化財調査センター所長	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納
スポーツ課長	1 所管に係る使用料の収納 2 水泳教室の受講料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
図書館長	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
消防局予防課長	証紙の売りさばき代金の収納
議会事務局庶務課長	所管に係る実費徴収金の収納
農業委員会事務局長	農地対価等徴収（農地売却代金 農地貸付代金）

別記第 1 号様式中「奈良市収入役 様」を「奈良市会計管理者」に改める。
別記第 3 号様式中

係員 係長 補佐 課長 部長

を

係員 係長 補佐 課長

に改める。

別記第4号様式(表)中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第7号様式中

出
納
室

を

会
計
課

に、「審査」を「係員」に、「室長」を「課長」に、「奈良市収入役」を「奈

良市会計管理者」に改める。

別記第8号様式中「助役」を「副市長」に改める。

別記第9号様式中

出
納
室

審査 審査係長 会計係長 補佐 室長 収入役

を

会
計
課

係員 審査係長 会計係長 補佐 課長 会計管理者

に改める。

別記第10号様式中

出 納 室
審査 審査係長 会計係長 補佐 室長 収入役

を

会 計 課
係員 審査係長 会計係長 補佐 課長 会計管理者

に改める。

別記第14号様式その1中「奈良市長様」を「奈良市長」に改め、同様式その2中「奈良市長様」を「奈良市長」に、「奈良市収入役様」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第17号様式その1中

出
納
室

を

会
計
課

に、「審査」を「係員」に、「室長」を「課長」に改め、

同様式その2中

出
納
室

審査 審査係長 会計係長 補佐 室長

を

会
計
課

係員 会計係長 補佐 課長

に改める。

別記第18号様式(表)中「(あて先) 奈良市収入役」を「(あて先) 奈良市会計管理者」に改める。

別記第20号様式中

出 納 室	を	会 計 課	に、「審 査」
-------------	---	-------------	---------

を「係 員」に、「室 長」を「課 長」に改める。

別記第21号様式(表)中「奈良市長様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

別記第23号様式中「奈良市収入役 様」を「(あて先) 奈良市会計管理者」に改める。

別記第24号様式中「奈良市収入役 様」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第25号様式中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第26号様式及び第27号様式中

出 納 室	を	会 計 課	に、「審 査」
-------------	---	-------------	---------

に、「審査」を「係員」に、「室長」を「課長」に改める。

別記第28号様式中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第29号様式中

出 納 室	を	会 計 課	に、「審査」を
-------------	---	-------------	---------

「係員」に、「室長」を「課長」に改める。

別記第33号様式中「様」を削り、

「所 属 「所 属

出 納 室	を	会 計 課	に、
-------------	---	-------------	----

職 を に、

氏 名」 氏 名」

「室 長」を「課 長」に、「出納室又は」を「会計課又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市民生委員法施行細則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第31号

奈良市民生委員法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、民生委員法(昭和23年法律第198号。以下「法」という。)の施行に関し、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号。以下「令」という。)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第 2 条 市長は、法第 4 条の規定により民生委員の定数を定めたときは、これを告示するものとする。

(民生委員推薦会)

第 3 条 奈良市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の委員の定数は、14人とする。

2 令第 2 条第 2 項に規定する委員は、副委員長と称する。

3 副委員長の任期は、推薦会において定める。

4 推薦会の会議は、非公開とする。

5 推薦会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(民生委員推薦会地区分科会)

第 4 条 推薦会における民生委員の推薦を適正かつ円滑に行うため、推薦会の下部組織として、民生委員協議会を単位とする区域ごとに、奈良市民生委員推薦会地区分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

2 分科会は、推薦会の諮問に応じ、民生委員候補者を選出し、推薦会に内申するものとする。

(幹事及び書記)

第 5 条 推薦会の幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

(民生委員協議会の区域)

第 6 条 市長は、法第20条の規定により民生委員協議会を組織する区域を定めたときは、これを告示するものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

(奈良市民生委員推薦会規則の廃止)

2 奈良市民生委員推薦会規則(昭和28年奈良市規則第17号)は、廃止する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第32号

奈良市児童福祉法施行細則及び奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表備考第6項中「結核予防法負担額」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額」に改める。

別記第8号様式中「養護学校、特殊学級」を「特別支援学校、特別支援学級」に改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

（奈良市母子保健法施行細則の一部改正）

第2条 奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考第6項中「結核予防法負担額」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

		妊 娠 届 出 書		
妊 婦 の 氏 名	ふりがな			
妊 婦 の 住 所	奈良市 電話番号（ ）			
妊 婦 の 生年月日	年	月	日（満 歳）	妊婦の 職 業
妊娠週数	週（ か月）			
今回の妊娠で診断又は保健指導を受けた医師・助産師の氏名		医 療 機 関 名 又は助産院名		
		医師・助産師名		
今回の妊娠で性病に関する健康診断の有無		受けた ・ 受けない		
今回の妊娠で結核に関する健康診断の有無		受けた ・ 受けない		
上記のとおり届出します。 年 月 日 （あて先）奈良市長				
届出者 氏名 ㊟ （署名の場合は、押印は不要です。） ※妊婦本人でない場合にはその続柄（ ）				

（記入上の注意）太線の中だけ記入し、母子健康手帳・受診票の交付を受けてください。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第33号

奈良市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立保育所設置条例施行規則（昭和62年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（鶴舞保育園及び中登美保育園を除く。）」を「（鶴舞保育園を除く。以下同じ。）」に改め、同条中第

5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 副園長は、園長を補佐し、その命を受け、所属職員を指揮監督する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保育所に副園長を置くことができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第34号

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則（平成12年奈良市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指定する者」の次に「(以下「委託先」という。)」を加える。

第 8 条第 1 項中「1 時間当たり230円」を「30分（30分未満の端数は、30分とみなす。）当たり115円」に改め、同条第 2 項中「費用負担」を「費用（以下「派遣費用」という。）の負担」に改める。

第10条の次に次の 1 条を加える。

（派遣を要しない日の申出）

第10条の 2 利用者は、指導員の派遣決定を受けた日について指導員の派遣を要しない日が生じたときは、あらかじめ委託先にその旨を申し出なければならない。

2 利用者が前項の申出を怠ったことにより指導員による指導又は支援を受けなかったときは、1 時間の派遣があったものとみなす。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

第11条第 1 項中「前条第 2 項」を「第10条第 2 項」に、「納付しないとき」を「1 箇月以上納付しないとき、利用者が前条第 1 項の申出を 2 回以上怠ったとき」に改める。

第12条第 1 項中「市長」を「委託先」に、「生活管理指導員派遣事業費用決定通知書（別記第12号様式）」を「文書」に改め、同条第 2 項中「市長」を「委託先」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

生活管理指導員派遣申出書					年	月	日
(あて先) 奈良市長					(申出者)		
					住所		
					氏名 (続柄)		
次により生活管理指導員を派遣されるよう申し出ます。							
派遣対象者	住 所	奈良市		電話 ()			
	氏 名	ふりがな		年	月	日生 (歳)	男 ・ 女
派遣を希望する理由							
希望する指導等の内容 (○で囲む)		1 調理 2 衣類の洗濯及び補修 3 生活必需品の買い物 4 住居等の掃除及び室内の整理 5 関係機関との連絡 6 生活又は身上に関する相談助言 7 その他 ()					
希望する派遣の程度		派遣回数	(1週 ・ 2週 ・ 1月) 当たり 回				
		派遣時間	1回当たり 時間 分				
親せき又は緊急連絡先		氏 名	続柄	住 所	電 話		
派遣時間数を確認する者の氏名							
介護保険の認定条件		1 自立 2 未申請 3 認定待ち (申請日 年 月 日)					
生活保護受給の有無		1 受給している 2 受給していない					

生活管理指導員派遣事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。

年 月 日

派遣対象者氏名 _____ 印

(注) この申出書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 心身状況表 (2) 医師の診断書 (3) 介護予防プラン

経由機関： 担当者： TEL —	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄		

別記第 7 号様式中

「住所」 「(申出者)

申出者 を 住 所 に、

氏名」 氏 名 (続柄)」

1 週間あたり	回	1 週間あたり	回	を
1 回あたり	時間	1 回あたり	時間	

週・	月間あたり	回	週・	月間あたり	回	に、
1 回あたり	時間	分	1 回あたり	時間	分	

変 更 理 由		を
変 更 理 由		

經由機関： 担 当 者： TEL —	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄	に
地域包括支援センター 確認欄			

改める。

別記第 8 号様式中

「住所」 「(申出者)

申出者 を 住 所 に、

氏名」 氏 名 (続柄)」

派 遣 辞 退 の 理 由		を
派 遣 辞 退 の 理 由		

經由機関： 担 当 者： TEL —	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄	に
地域包括支援センター 確認欄			

改める。

別記第12号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る生活管理指導員の派遣について適用し、同日前の利用に係る生活管理指導員の派遣については、なお従前の例による。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第35号

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市老人日常生活保安用具給付事業実施規則(平成3年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則
第3条中「添えて市長」を「添え、その住所地を担当する地域包括支援センターを経由して、市長」に改める。

別記第1号様式中

対 象 者	氏 名		年 月 日生 (歳)			を
	住 所	奈良市		性別	男・女	

対 象 者	フリガナ氏名		年 月 日生（ 歳）		
			電 話 番 号	—	
	住 所	奈良市			性別

寝たきり又はひとり暮らし等となった時期					
寝たきり又はひとり暮らし等となった原因					
世帯の状況 1 対象者を除きます。 2 ひとり暮らしの場合は近親者を記入ください。	氏 名	続 柄	年 齢	性 別	現 在 の 世 話 の 状 況

世帯の状況 1 対象者を除きます。 2 ひとり暮らしの場合は近親者を記入ください。	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号	に

改める。

別記第2号様式中

対 象 者 氏 名		障 害 の 程 度	種 級	部 位	を
-----------	--	-----------	-----	-----	---

対 象 者 氏 名		障 害 の 程 度	種 級	部 位	に、
介護保険の認定状況	1 自立 2 要介護(1・2・3・4・5)・要支援(1・2) 3 未申請 4 認定待ち(申請日 年 月 日)				

日 常 生 活 動 作 の 状 況	を	日 常 生 活 の 状 況
---	---	---------------------------------

着 脱 衣	☐ 自分で着脱ができる。	☐ 手を貸せば着脱できる。	☐ 全て介助しなければなら ない。	を
-------	-------------------------------------	--------------------------------------	---	---

着 脱 衣	☐ 自分で着脱ができる。	☐ 手を貸せば着脱できる。	☐ 全て介助しなければなら ない。	に
調 理	☐ 自分でできる。	☐ 少しはできる。	☐ 全くできない。	

改める。
別記第 4 号様式中

検 収 者	職 名		を	検 収 者 氏 名	に
	氏 名	㊞			

改める。
附 則
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市軽度生活援助事業実施規則を廃止する規則をここ
に公布する。
平成19年 3 月30日
奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第36号
奈良市軽度生活援助事業実施規則を廃止する規則
奈良市軽度生活援助事業実施規則（平成12年奈良市規則
第27号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
(平成19年 3 月30日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。